

第4節 道路新設改良費

・概要

平成29年度の道路新設改良費は、1.都市計画道路の整備、2.蒲田駅前広場の再生整備、3.大岡山駅周辺地区の整備、4.桜のプロムナードの整備、5.呑川緑道の整備、6.臨海部散策路の整備、7.道路改良事業の7つの費目からなる。

道路新設改良費の平成27年度から平成29年度の3ヶ年の当初予算額は次の表のとおりである。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
都市計画道路の整備	1,345,297	880,896	1,169,319
蒲田駅前広場の整備	125,317	274,708	407,159
大岡山駅周辺広場の整備	240,278	667,033	459,027
桜のプロムナードの整備	95,688	30,787	75,018
呑川緑道の整備	17,853	28,556	86,779
臨海部散策路の整備	60,806	370,467	209,972
道路改良事業	173,202	285,671	644,693
京急線の連続立体交差事業に係る街路事業	1,204,812	234,990	-
合計	3,263,253	2,773,108	3,051,967

第1項 都市計画道路の整備

1. 概要

(1) 都市計画道路の概要

都市計画道路とは、「都市計画法」に基づき位置や構造等を決定している道路のことであり、主に交通機能に着目して、次の4つに分類される。

都市計画道路の種別	主な役割
自動車専用道路	都市高速道路等の専ら自動車の交通の用に供する道路で、広域交通を大量かつ高速に処理する道路

都市計画道路の種別	主な役割
幹線道路	都市内におけるまとまった交通を受け持つ道路
区画道路	街区内の交通を集散させ、街区や宅地の外郭を形成する日常生活に密着した道路
特殊街路	自動車交通以外の特殊な交通の用に供する道路

都市計画道路が計画されている区域では、将来的に道路整備が円滑に進むように、土地の形質変更や建物の建築に際して一定の制限がかかっている。

(2) 都市計画道路の沿革

区における戦後からの都市計画道路事業の沿革は、次の表のとおりである。

告示番号	決定年月日	路線名
戦災復興院告示第 3 号	昭和 21 年 3 月 26 日	放射第 1・2・17・18・19 号線 環状第 7・8 号線
戦災復興院告示第 15 号	昭和 21 年 4 月 25 日	補助第 27・28・29・31・33・34・ 36・37・39・41・42・43・44・46・ 48 号線
戦災復興院告示第 100 号	昭和 21 年 8 月 20 日	大森駅付近 広場 1 街路 1・2
戦災復興院告示第 253 号	昭和 21 年 12 月 7 日	蒲田駅付近 広場 1・2 街路 2・3
戦災復興院告示第 128 号	昭和 22 年 11 月 26 日	補助第 40・126 号線
建設省告示第 1533 号	昭和 34 年 8 月 18 日	都市高速道路第 1 号線
建設省告示第 3178 号	昭和 40 年 11 月 11 日	東京湾環状線
建設省告示第 2428 号	昭和 41 年 7 月 30 日	細街路網を補助線に編入 補助第 35・38・206・208 号線
東京都告示第 58 号	昭和 45 年 1 月 21 日	都市高速道路湾岸線
東京都告示第 1124 号	昭和 52 年 12 月 21 日	都市高速道路湾岸分岐線
東京都告示第 112 号	昭和 56 年 2 月 10 日	補助第 303 号線
大田区告示第 324 号	平成 9 年 11 月 27 日	大田区画街路第 1 号線
大田区告示第 101 号	平成 11 年 3 月 8 日	補助第 328 号線
大田区告示第 101 号	平成 11 年 3 月 8 日	大田区画街路第 2 号線
大田区告示第 101 号	平成 11 年 3 月 8 日	大田区画街路第 3 号線
大田区告示第 101 号	平成 11 年 3 月 8 日	大田歩行者専用道第 1 号線
大田区告示第 101 号	平成 11 年 3 月 8 日	都市高速鉄道京浜急行電鉄本線附 属街路第 1 号線
大田区告示第 101 号	平成 11 年 3 月 8 日	都市高速鉄道京浜急行電鉄本線附

告示番号	決定年月日	路線名
		属街路第2号線
大田区告示第101号	平成11年3月8日	都市高速鉄道京浜急行電鉄本線附属街路第3号線
大田区告示第101号	平成11年3月8日	都市高速鉄道京浜急行電鉄本線附属街路第4号線
大田区告示第101号	平成11年3月8日	都市高速鉄道京浜急行電鉄本線附属街路第5号線
大田区告示第101号	平成11年3月8日	都市高速鉄道京浜急行電鉄空港線附属街路第1号線
大田区告示第101号	平成11年3月8日	都市高速鉄道京浜急行電鉄空港線附属街路第2号線
大田区告示第105号	平成20年3月7日	大田自転車歩行者専用道第1号線
大田区告示第54号	平成28年2月10日	大田区画街路第7号線の新規追加 蒲田駅付近 広場1、街路2の廃止
大田区告示第59号	平成28年2月12日	大田区画街路第4,5,6号線
東京都告示第1943号	平成28年12月5日	補助第333号線

(3) 大田区内で事業中の都市計画道路事業

区では「大田区都市計画マスタープラン」（平成23年3月策定）や「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月東京都・特別区・26市2町策定）等の上位計画に基づき、都市計画道路の整備を進めている。

区内で現在事業中の都市計画道路事業は次の表のとおりである。

	路線名	施行者
1	補助線街路第38号線（南北路線）	大田区
2	補助線街路第43号線（第1期）	
3	補助線街路第44号線（第4期）	
4	大田区画街路第1号線	
5	大田区画街路第7号線	
6	京浜急行電鉄本線附属街路第2号線	
7	幹線街路放射第17号線	東京都
8	幹線街路放射第19号線 （大森中一丁目から蒲田三丁目間）	
9	補助線街路第27号線	

10	補助線街路第 29 号線	
11	補助線街路第 333 号線 (川崎都市計画道路 3・4・29 号 殿町羽田空港線)	川崎市
12	幹線街路放射第 19 号線 (一般国道 15 号) (南蒲田一丁目以南)	国
13	一般国道 357 号	
14	都市高速道路第 1 号線 (高速大師橋)	首都高速道路株式会社

上記、事業中の都市計画道路事業のうち、施行者が大田区の都市計画道路は 1～6 の都市計画道路である。

①補助線街路第 38 号線 (南北路線)

補助第 38 号線は、東糀谷二丁目を起点とし、羽田旭町を終点とする延長 1,380 m の都市計画道路である。

この路線のうち南北路線 641m について東京都から事業認可を受けて事業を進めている。

当該路線は東糀谷防災公園と広域避難場所となっている空港跡地とを繋ぐ誘導路となっており、道路の拡幅及び電線地中化により防災性の向上と良好な歩行者空間の確保を図る予定である。

計画幅員は 16m であり、事業認可期間は平成 24 年 9 月 27 日から平成 31 年 3 月 31 日である。



②補助線街路第 43 号線（第 1 期）及び補助線街路第 44 号線（第 4 期）

補助第 43 号線は仲池上一丁目から仲六郷四丁目まで続く全長 5,730m の都市計画道路であり、また補助第 43 号線は中馬込一丁目から鵜の木一丁目まで続く全長 3,200m の都市計画道路である。

当該路線は緊急道路障害物除去路線（震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために落下倒壊物等の除去や簡易な応急復旧対策を優先的に行うあらかじめ指定された路線）となっており、当該事業によって道路の拡幅及び電線類の地中化を行い、災害に強い街の形成を図るものである。

・補助第 43 号線（第 1 期）

計画幅員：20m

事業認可延長：275m

事業認可期間：平成 23 年 6 月 16 日から平成 35 年 3 月 31 日

経過 昭和 21 年 4 月 25 日 都市計画決定（戦災復興院告示第 15 号）

平成 23 年 6 月 16 日 事業認可取得（東京都告示第 972 号）

平成 30 年 3 月 14 日 事業認可延伸（東京都告示第 341 号）

・補助第 44 号線（第 4 期）

計画幅員：15m

事業認可延長：320m

事業認可期間：平成 16 年 3 月 12 日から平成 34 年 3 月 31 日

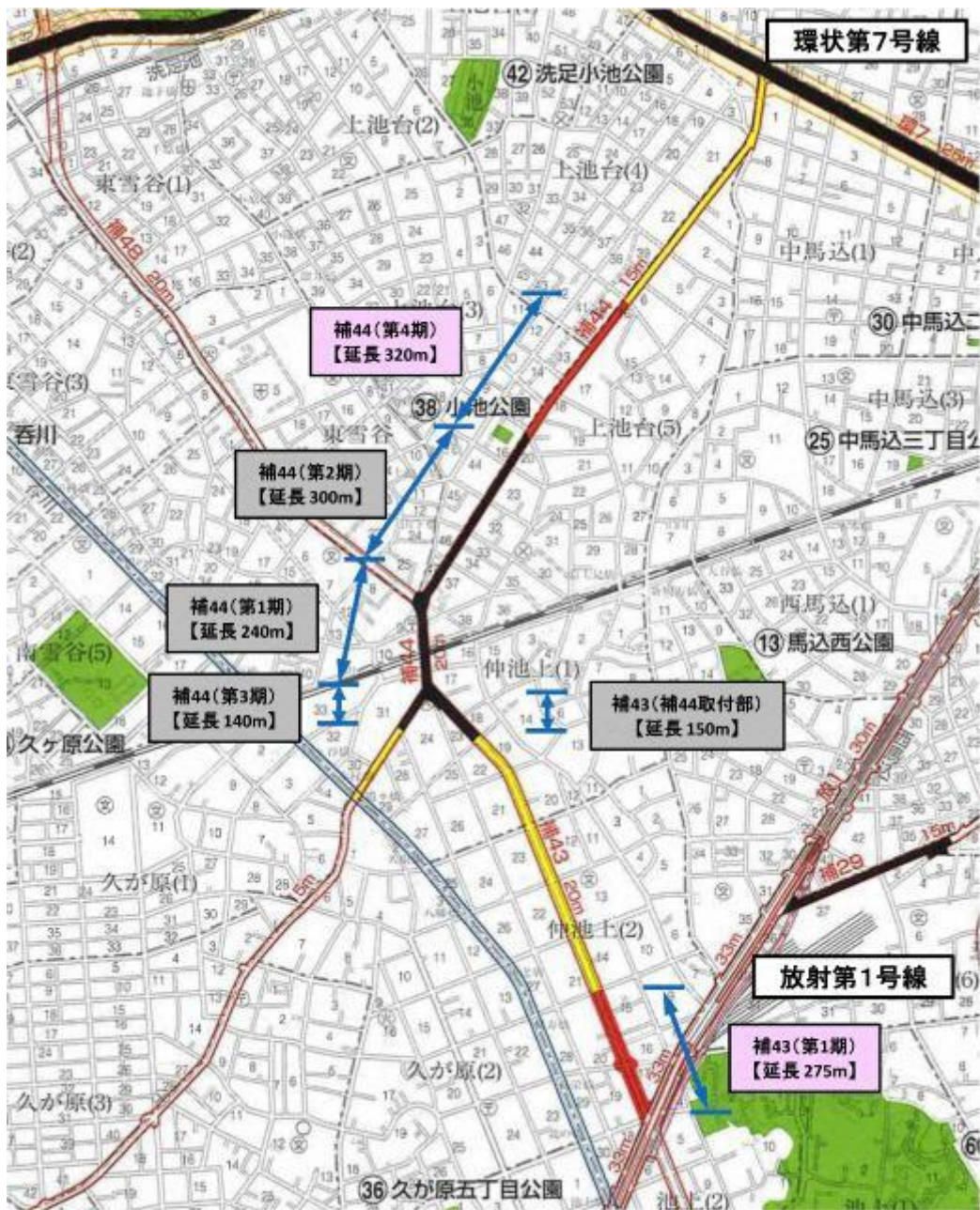
経過 昭和 21 年 4 月 25 日 都市計画決定（戦災復興院告示第 15 号）

平成 16 年 3 月 12 日 事業認可取得（東京都告示第 333 号）

平成 20 年 3 月 21 日 事業認可延伸（東京都告示第 361 号）

平成 23 年 3 月 23 日 事業認可延伸（東京都告示第 358 号）

平成 28 年 3 月 18 日 事業認可延伸（東京都告示第 458 号）



・完了箇所および事業中の箇所の概要

路線・区間名		延長 (m)	事業状況	計画幅員 (m)	事業認可期間	
					自	至
補助第 43 号線	補 44 取 付部	150	完了	20	平成 10 年 3 月 5 日	平成 21 年 3 月 31 日
	第 1 期	275	事業中		平成 23 年 6 月 16 日	平成 35 年 3 月 31 日
補助第 44 号線	第 1 期	240	完了	15 から 20	平成 6 年 12 月 16 日	平成 19 年 3 月 31 日
	第 2 期	300	完了	15	平成 9 年 1 月 23 日	平成 28 年 3 月 31 日
	第 3 期	140	完了	15 から 20	平成 10 年 3 月 5 日	平成 21 年 3 月 31 日
	第 4 期	320	事業中	15	平成 16 年 3 月 12 日	平成 34 年 3 月 31 日

③大田区画街路第 1 号線

大田区画街路第 1 号線は東急電鉄大岡山駅の駅前広場（面積約 4,200 m²）及び駅前広場から環状七号線まで続く約 710mの都市計画道路であり、東急電鉄大岡山駅の地下化による上部空間を活用した交通広場の設置と環状七号線までの区画街路を整備するものである。

平成 19 年度に駅前広場が完成しており、現在は東急目黒線の堀割部の蓋掛け工事や電線類地中化工事等を行っている。

当該事業は、交通結節機能の充実や駅周辺的美観の向上、快適な歩行者空間の確保を図るものである。

計画幅員は 12mの部分と 18mの部分がある。事業認可期間は平成 10 年 12 月 11 日から平成 33 年 3 月 31 日である。



経過	平成 9 年 11 月 27 日	都市計画決定 (大田区告示第 324 号)
	平成 10 年 12 月 11 日	事業認可取得 (東京都告示第 1206 号)
	平成 17 年 3 月 31 日	事業認可延伸 (東京都告示第 439 号)
	平成 21 年 3 月 18 日	事業認可延伸 (東京都告示第 401 号)
	平成 26 年 3 月 20 日	事業認可延伸 (東京都告示第 370 号)

④大田区画街路第 7 号線

大田区画街路第 7 号線は、平成 25 年 12 月に策定された「蒲田駅周辺再編プロジェクト」において、「駅を中心とする地区整備」に必要となる施設整備と、実現化に向けた手順、整備の条件等を整理し、このプロジェクトの実現に向けた蒲田駅東口駅前広場の拡張再整備として、計画幅員 22m、事業認可延長 60m、5,900 m²の交通広場として整備されるものである。

事業期間は平成 28 年 4 月 28 日から平成 39 年 3 月 31 日までの予定であり、平成 28 年 4 月 28 日に事業認可が取得 (東京都告示第 911 号) されている。

当該事業により、歩行者空間の拡充や自動車交通の円滑化による安全性の確保を図るものである。



(4) 平成 29 年度決算概要

都市計画道路の整備にかかる決算の概要は次のとおりである。

(単位：千円)

	当初予算額	補正	予算現額	支出済額	不用額	執行率
役務費	5,434	0	5,434	281	5,152	5.17%
委託料	101,765	0	101,765	75,116	26,648	73.81%
工事請負費	281,196	△97,200	183,996	120,835	63,160	65.67%
公有財産購入費	296,168	△55,739	240,429	240,366	62	99.97%
負担金、補助及び交付金	1,250	0	1,250	0	1,250	0.00%
補償、補填及び賠償金	483,506	△305,000	178,506	34,281	144,224	19.20%
計	1,169,319	△457,939	711,380	470,881	240,498	66.19%

当初予算額に比して、工事請負費において 97,200 千円補正されているが、これは補助線街路第 44 号線の上池台三丁目 15 番から五丁目 16 番先の電線共同溝の工事を予定していたが、平成 29 年 8 月 19 日におきた集中豪雨の被害により支障物移設工事の工程が遅れ、今年度中の電線共同溝の整備工事ができなくなったためである。

公有財産購入費においても 55,739 千円補正されているが、これは補助第 43

号線 100.32 m²の土地購入を予定していたが、これは当初、土地収用法に基づく裁決申請後の用地取得を予定していたが、権利者との合意が得られたことにより、土地開発公社による用地取得となったためである。

また補償、補填及び賠償金においても 305,000 千円の補正がなされているが、これは土地収用法裁決に基づく補償金を土地 3 件、建物 4 件分予定していたが、権利者との合意が得られたことで、土地収用法に基づく裁決申請の蓋然性が低くなったためである。

また役務費の執行率が 5%程度と低いが、これは土地収用法の裁決申請がなくなったため、裁決申請に伴う鑑定料、収用申請手数料等の支出がなくなったためである。

(5) 主な事業の内容と支出

平成 29 年度予算の既支出額の主な事業の内容と支出は次のとおりである。

補助線街路第 38 号線・第 43 号線・第 44 号線 用地購入 152,86 m ²	240,366,745 円
補助線街路第 38 号線整備工事（旭橋撤去）東糀谷六丁目 8 番～羽田旭町 8 番先	50,067,720 円
用地補償総合技術業務委託	44,728,184 円
買収地管理舗装等工事	21,160,553 円
工事設計委託	11,977,200 円
土地買収に伴う移転補償金、各企業者引込・連系管工事	5,792,001 円
土地鑑定及び物件調査算定委託等	18,692,593 円
京急本線付属街路第 2 号線 整備工事	49,607,570 円
京急本線付属街路第 2 号線 各企業者引込・連系管工事	28,489,129 円

2. 監査の結果

(1) 都市計画道路の整備状況

大田区の都市計画道路の整備状況は次の表のとおりである。

平成 30 年 4 月 1 日現在

路線名	路線数	延長 (km)	整備済 (km)	事業中 (km)
放射線	5	22.16	9.45 (43%)	3.67 (17%)
環状線	3	30.29	25.12 (83%)	2.05 (7%)
補助線	24	46.40	12.20 (26%)	2.13 (5%)
駅街路	3	2.06	1.18 (57%)	0.00 (0%)

路線名	路線数	延長 (km)	整備済 (km)	事業中 (km)
鉄道附属街路	7	4.21	4.02 (95%)	0.19 (5%)
区画街路	7	2.43	0.36 (15%)	1.86 (77%)
自転車歩行者専用道路	1	0.04	0.02 (50%)	0.00 (0%)
歩行者専用道路	1	0.11	0.05 (45%)	0.00 (0%)
合計	51	107.70	52.40 (49%)	9.90 (9%)

区における都市計画道路の整備状況は整備済（完成）49%と計画のほぼ半分であり、事業中 9%を加えても未だ残り 42%は事業着手にも至っていない状況である。

また東京 23 区の都市計画道路の整備状況は、国土交通省の「平成 28 年都市計画現況調査」によれば、次の表のとおりである。

	計画 (km)	整備済 (km)	概成済 (km)	整備済・概成済合計 (km)
千代田区	54.58	46.35 (84.9%)	5.35 (9.8%)	51.70 (94.7%)
中央区	43.59	38.33 (87.9%)	0.99 (2.2%)	39.32 (90.2%)
港区	90.69	63.46 (69.9%)	14.54 (16.0%)	78.00 (86.0%)
新宿区	80.11	53.16 (66.3%)	12.64 (15.7%)	65.80 (82.1%)
文京区	40.59	21.23 (52.3%)	13.11 (32.2%)	34.34 (84.6%)
台東区	40.56	34.10 (84.0%)	4.58 (11.2%)	38.68 (95.3%)
墨田区	47.71	25.21 (52.8%)	14.75 (30.9%)	39.96 (83.7%)
江東区	101.01	79.90 (79.1%)	9.41 (9.3%)	89.31 (88.4%)
品川区	73.98	44.74 (60.4%)	9.87 (13.3%)	54.61 (73.8%)
目黒区	33.23	18.60 (55.9%)	5.39 (16.2%)	23.99 (72.1%)
大田区	107.50	44.50 (41.3%)	18.88 (17.5%)	63.38 (58.9%)
世田谷区	144.39	72.36 (50.1%)	20.13 (13.9%)	92.49 (64.0%)
渋谷区	58.88	46.29 (78.6%)	4.78 (8.1%)	51.07 (86.7%)
中野区	40.23	20.21 (50.2%)	12.69 (31.5%)	32.90 (81.7%)
杉並区	83.83	41.60 (49.6%)	13.77 (16.4%)	55.37 (66.0%)
豊島区	41.13	26.12 (63.5%)	3.71 (9.0%)	29.83 (72.5%)
北区	59.67	37.73 (63.2%)	7.45 (12.4%)	45.18 (75.7%)
荒川区	37.87	26.60 (70.2%)	5.84 (15.4%)	32.44 (85.6%)
板橋区	81.04	55.42 (68.3%)	14.17 (17.4%)	69.59 (85.8%)
練馬区	115.69	59.49 (51.4%)	11.49 (9.9%)	70.98 (61.3%)
足立区	168.96	131.32 (77.7%)	8.38 (4.9%)	139.70 (82.6%)

	計画 (km)	整備済 (km)	概成済 (km)	整備済・概成済合計 (km)
葛飾区	91.81	61.85 (67.3%)	12.54 (13.6%)	74.39 (81.0%)
江戸川区	129.18	98.27 (76.0%)	5.37 (4.1%)	103.64 (80.2%)
23区計	1,766.23	1,146.84 (64.9%)	229.83 (13.0%)	1,376.67 (77.9%)

(*上記表は、自動車専用道路を除いて集計)

(意見 No. 24)

大田区の都市計画道路の整備率は41.3%であり、23区の中でも整備率が最も低い数字である。また事業中率17.5%を合わせても58.9%であり、やはり23区の中で最も都市計画道路の進捗状況が進んでいない状況である。

進捗状況が進んでいないのは補助線の整備率が26%と低いことが原因であることから、今後は補助線の整備率を挙げていくことが必要であると考えられる。

ただその一方で、安易に予算を注ぎ込むことには注意が必要である。補助線の計画時と現在及び今後の道路事情の推移を十分に検討し、必要性が薄れてきた補助線等があれば、計画の見直しを行い、必要性の薄い道路を安易に整備しないようにすることが必要であると考えられる。

(2) 用地購入実績

平成28、29年度の用地購入実績は次のとおりである。

平成28年度

	件数	面積 (㎡)	金額 (円)
補助43号線 (公社買戻し分)	11件	552.23	520,993,530
補助44号線 (公社買戻し分)	2件	36.47	93,370,546
補助44号線 (一般会計購入分)	1件	24.66	12,490,746
計	14件	613.36	626,854,822

平成29年度

	件数	面積 (㎡)	金額 (円)
補助43号線 (公社買戻し分)	5件	140.00	217,852,215
補助38号線 (公社買戻し分)	1件	12.86	22,514,530
計	6件	152.86	240,366,745

補助 43 号線の買戻し

補助 43 号線の買戻しは平成 29 年度に 5 件、行われている。

補助 38 号線の買戻し

補助 38 号線の買戻しは平成 29 年度は 1 件のみ、行われている。

(意見 No. 25)

いずれの買戻しについても、価格計算書、土地買収価格を決定した「大田区財産価格審議会」の評定等について資料を閲覧したが、土地取得価額の決定方法等に特段の問題点はなかった。

しかし、いずれも土地開発公社との契約は平成 25 年 6 月から平成 26 年 12 月までの間に締結されている物件である。土地の買戻しが平成 29 年 10 月であることから、約 3 年間、土地開発公社に物件が保管されていたことになる。

そのため買戻すまでに支払利息がそれぞれ 6,375 千円、592 千円生じており、これは再取得価額の約 2~3%に相当する金額である。

より早期の買戻しを行うことで、金利負担を減額することが可能であることから、土地開発公社からの土地の買戻しは、土地開発公社が物件を取得してからなるべく早期に行うよう努める必要があると考えられる。

(3) 用地取得支援費

大田区では東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第 43 号線及び幹線街路放射第 1 号線について、用地買収業務の一部を委託することとし、公益財団法人東京都道路整備保全公社と平成 23 年 9 月 16 日に「用地取得の支援に関する基本協定」を締結している。

当該協定の主な内容は次のとおりである。

用地取得の支援に関する基本協定

大田区（以下「甲」という。）と公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「乙」という。）は、次のとおり用地取得の支援に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

(目的)

第 1 条 この基本協定は、甲が行う都市計画道路事業（以下「事業」という。）に必要な用地の取得（以下「用地取得」という。）に関し、甲の事業の円滑な推進を図るため、基本的な事項について定めるものとする。

(支援路線)

第 2 条 甲が乙に用地取得の支援を依頼する路線は、別表 1 のとおりとする。

(支援期間)

第 3 条 支援期間は、事業認可を受けた事業執行期間とする。ただし、事業計画に変更があり、事業執行期間が延伸された場合は、支援期間も変更することとする。

2 甲と乙は、前項の支援期間における事業の完了をめざし、相互に協力し用地を取得するものとする。

(支援業務)

第 4 条 甲が乙の支援を受ける業務は、別表 2 「事務分担表」 のとおりとする。

2 乙は、甲の求めに応じ、東京都の公共用地取得業務の受託で培った知識と経験をもって、甲の用地取得に協力する。

(費用の負担)

第 5 条 甲は、支援に必要な費用を負担する。

2 各年度の費用は、甲の予算の範囲内で、別途締結する用地取得の支援に関する年度協定に定めるものとする。

(土地価格の決定)

第 7 条 取得する土地の価格は、甲が決定し、乙に通知する。

(損失補償)

第 8 条 事業用地の取得に伴う損失補償額の算定は、原則として、甲の定める補償基準等に基づき、乙が行い、甲が決定する。

(生活再建措置)

第 9 条 事業の執行に伴い、移転が必要となる関係人に対する移転資金の融資あっせん及び利子補給、移転計画策定助成、代替地のあっせん等の生活再建措置については、甲が行い、乙は協力するものとする。

(土地収用)

第 10 条 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）に基づき土地を収用する必要が生じた場合は、甲が収用事務を行い、乙は協力するものとする。

第2条の別表1は次のような内容である。

路線	東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第43号線及び幹線街路放射第1号線
事業認可	平成23年6月16日付け東京都告示第972号
区間	大田区仲池上二丁目内
期間	平成23年度～平成29年度
規模	53画地、2,652.08㎡
概算事業費	2,722,000千円（用地費及び物件移転補償費）

また第4条の別表2「事務分担表」は次のとおりである。

項目	甲	乙	担当内容（作成書類等）
用地補償説明会	◎	○	甲が主催して、乙も出席する。
土地評価	◎	○	甲は財産価格審議会議案書を作成し、決定後、議案書を乙に貸与する。
公募申請	◎	○	土地・建物の権利者を確定するため、必要に応じ甲が申請を行う。
用地折衝	○	◎	乙は「折衝記録」を作成し、甲が確認する。
物件調査	○	◎	乙は物件調査を発注し、甲が確認する。
補償算定	○	◎	乙は甲の基準に基づき補償金を算定し、甲が決定する。
建物評価委員会	◎	○	甲は委員会で説明を行う。乙は工法認定の資料作成に協力する。
生活再建	◎	○	甲は生活再建措置を整え、乙は権利者に説明する。
測量図等作成	◎	○	甲は用地取得に必要な書類を作成する。（隣接土地境界立会い書類含む）
抵当権者対応	○	◎	乙は甲の様式により、抵当権を消滅させる。
契約書類	○	◎	乙は甲の様式により、契約に要する書類を作成する。
契約	◎	○	甲が契約を行い、乙は同行する。
登記	◎	○	甲は様式を提供し、乙は登記書類を作成する。
支払	◎	○	甲は様式を提供し、乙は支払書類を作成する。
税務署事前協議	◎	○	協議者は甲とする。

項目	甲	乙	担当内容（作成書類等）
買取り等証明書発行	◎	○	発行者は甲とする。
移転履行確認	○	◎	原則として乙が対処し、事案に応じて甲乙協力のうえ対処する。
用地管理	◎	○	甲は仮舗装、保護措置を講ずる。
収用	◎	○	乙は収用に必要な資料の作成に協力する。
苦情等の処理	○	◎	原則として乙が対処し、事案に応じて甲乙協力のうえ対処する。

◎は主たる担当、○は従たる担当

「用地取得の支援に関する基本協定」に基づき、平成 29 年 4 月 1 日付で「用地取得の支援に関する年度協定」が締結されている。

「用地取得の支援に関する年度協定」の主な内容は次のとおりである。

用地取得の支援に関する年度協定

大田区（以下、「甲」という。）と公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下、「乙」という。）とは、平成 23 年 9 月 16 日付で締結した「用地取得の支援に関する基本協定」（以下、「基本協定」という。）第 5 条第 2 項に基づき、平成 29 年度の支援について、次のとおり用地取得の支援に関する年度協定（以下、「年度協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 この年度協定は、甲が行う都市計画道路事業に必要な用地の取得（以下「用地取得」という。）に関する平成 29 年度の事項について定めることを目的とする。

（年度協定における支援期間）

第 2 条 この年度協定における支援期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

（用地取得の支援の内容）

第 3 条 平成 29 年度の用地取得の支援は、別表 1「平成 29 年度用地取得の支援計画書」（以下、「支援計画書」という。）のとおりとする。

（費用）

第 4 条 基本協定第 5 条第 2 項の規定による平成 29 年度の費用は概算総額 51,540,840 円とし、別表 2「平成 29 年度所要額調書」のとおりとする。

ただし、年度途中において費用に不足が生じるときは、甲乙協議のうえ費用の額を変更できるものとする。

(費用の支払)

第 5 条 甲は、前条に定める費用を、乙が提出する資金計画書を確認後、乙の請求に基づき、30 日以内に概算払いにより、年度内において上期と下期の二回に分けて乙に支払うものとする。

上期	下期	合計
25,770,420 円	25,770,420 円	51,540,840 円

(費用の精算)

第 6 条 乙は、平成 30 年 4 月 27 日までに、用地取得の執行実績報告書を作成し、費用に係る精算書を添えて、甲に提出するものとする。

2 費用の剰余金の精算については、甲の請求に基づき速やかに返納するものとする。ただし、剰余金には利子は付さないものとする。

第 3 条にいう別表 1「平成 29 年度用地取得の支援計画書」は次のものである。

路線名	箇所	用地取得目標面積 (対象画地数) (棟数) (概算金額)
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第 43 号線及び幹線街路放射第 1 号線	大田区仲池上二丁目内	621 m ² (13 画地) (9 棟) (624,720 千円)

第4条にいう別表2「平成29年度所要額調書」は次のものである。

内訳	金額
人件費	31,547,880 円
物件調査費	2,700,000 円
事務費	13,075,560 円
諸経費	4,217,400 円
計	51,540,840 円

用地取得支援費は、「用地取得の支援に関する年度協定」とおり 51,540,840 円が支払われたが、5,627,896 円が精算され、支払額は 45,912,944 円であった。

(意見 No. 26)

用地取得支援費は、平成30年4月19日付精算書で精算されている。精算金額の根拠となるものは公益財団法人東京都道路整備保全公社から送付された「平成29年度 大田区用地取得支援費用精算調書」である。

精算の内訳は次のとおりである。

- ・平成29年度大田区用地取得支援費用精算内訳（総括表）

(単位：円)

項目	予算額	受領額 (A)	精算額		残額 (A-B)
			契約額	支払済額(B)	
人件費	31,547,880	31,547,880	-	30,926,163	621,717
物件調査費	2,700,000	2,700,000	1,184,760	964,440	1,735,560
事務費	13,075,560	13,075,560	-	10,251,012	2,824,548
諸経費	4,217,400	4,217,400	-	3,771,329	446,071
合計	51,540,840	51,540,840	1,184,760	45,912,944	5,627,896

当該各項目の精算額内訳は次のとおりである。

・人件費精算額内訳

(単位：円)

科目	金額	備考
給料諸手当	23,530,711	
法定福利費	3,641,890	
確定給付企業年金拠出金	1,210,057	
福利厚生費	252,679	
報酬	0	
小計	28,635,337	
消費税額	2,290,826	
合計	30,926,163	

・物件調査費等精算内訳

(単位：円)

路線名	件名	業者名	契約形態	契約金額	実績額
補助 43 号	土地所在図及び地籍測量 図修正業務委託について	(株)協立コンサルタ ンツ	単価	285,120	64,800
補助 43 号	土地境界等の復元委託 仲池上二丁目 538 番 18 他	(株)協立コンサルタ ンツ	総価	197,640	197,640
補助 43 号	土地境界等の復元委託 仲池上二丁目 655 番 13 他	(株)協立コンサルタ ンツ	総価	194,400	194,400
補助 43 号	土地利用履歴等調査及び 土地調査の委託について	日本物理探鑛(株)	総価	507,600	507,600
物件調査計				1,184,760	964,400

・事務費精算額内訳

(単位：円)

科目	金額	備考
旅費交通費	228,622	
通信運搬費	113,880	電話代・郵券類
消耗品費	91,781	事務用品・消耗備品・コピー機使用料
修繕費	0	プリンター等の修理費
図書新聞費	0	算定用積算資料等
光熱水費	84,778	事務所光熱水費
委託費	112,268	事務所清掃費等
損害保険料	10,140	事務所損害保険料
賃借料	4,197,570	事務所賃料・PCリース料等
調整係等共通経費負担金	4,623,690	共通事務経費負担金
諸税公課	0	収入印紙
諸会費	23,149	研修費用等
支払手数料	5,800	銀行振込手数料他
雑費	0	
小計	9,491,678	
消費税額	759,334	
合計	10,251,012	

物件調査費を除き、各費用の支出内容が不明瞭である。

また人件費に消費税額を乗じて請求される点も不可解な点である。

こうした点を踏まえ、より詳細な費用の内訳を請求し、支出した費用が妥当な金額であるかどうか検討する必要があると考えられる。

(意見 No. 27)

用地取得支援費は公益財団法人東京都道路整備保全公社と年間予算で 51,540 千円と支出額が大きいものである。

今後も公益財団法人東京都道路整備保全公社と用地取得の支援に関する基本協定を締結する意向があるのであれば、支出に見合った効果があったかどうか、また実際に用地取得の支援にどの程度、効果があったのかを検討する必要があると考えられる。

第2項 蒲田駅前広場の再生整備

1. 概要

大田区では、平成25年度に策定された「蒲田駅周辺再編プロジェクト」に基づき、公共基盤を再整備するとともに、周辺街区の建物更新を促進しながら、蒲田駅周辺の一体的なまちづくりを進めている。その一環として蒲田駅前広場の再生整備事業が行われており、当該事業を含む「蒲田駅周辺のまちづくり」事業は、都市基盤整備部の「重点項目」とされているほか、「庁議指定事務事業」として、企画経営部企画課への定期的な（四半期ごとの）進捗報告が必要な事業とされており、区の事業として重要な位置付けにある。

「蒲田駅周辺再編プロジェクト」の内容及び策定経緯

<平成21年度>

平成21年度において、大田区基本構想で掲げた区の将来像である「地域力が区民の暮らしを支え、未来に躍動する国際都市 おおた」を実現するための基本計画である「おおた未来プラン10年」及びその基本構想の下に策定された区内全体の都市計画分野の基本計画である「都市計画マスタープラン」との整合性を図り、総合的・長期的視点でのまちの将来像を掲げ、これを実現させるまちづくりの方針に基づいた取組施策を示した「蒲田駅周辺再編プロジェクト」のベースとなる「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」を策定している。

「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」の策定において設置された委員会の開催状況等及び構成員は次のとおりである。

平成21年度 蒲田駅周辺地区グランドデザインに係る学識者検討委員会等 策定過程

年月	開催行事
平成20年12月	第1回学識者検討委員会
平成21年 2月	第2回学識者検討委員会
3月	基本調査報告書作成
5月	第3回学識者検討委員会
7月	地元意見交換会（蒲田東口地区まちづくり協議会）
8月	地元意見交換会（蒲田西地区自治会連合会、蒲田西口商店街振興組合）
10月	学識者意見交換会、蒲田のまちづくりワークショップ
12月	第4回学識者検討委員会

年月	開催行事
平成22年 1月	素案の公表、素案地元説明会、素案パブリックコメント
2月	第5回学識者検討委員会
3月	グランドデザイン策定

学識者検討委員会構成員

役職	氏名	職名	専門分野（得意分野）
委員長	中井 検裕	東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授	都市計画、まちづくり（再開発、 まちの再整備等）
委員	屋井 鉄雄	東京工業大学大学院 総合理工学研究科 教授	国土・都市計画、環境交通工学 （インフラ、都市基盤計画等）
委員	村木 美貴	千葉大学大学院 工学研究科 准教授	都市計画マスタープラン、広域 都市計画、中心市街地活性化 （商業・活性化等）
委員	池邊 このみ	株式会社ニッセイ基礎研究所 パブリックマネジメント& プランニング室長 UR都市機構 都市デザインチー ムリーダー	都市計画、土地・住宅政策、不 動産市場、環境計画（景観、ラ ンドスケープ等）

<平成22年度>

平成22年度においては、この「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」で重点課題としている「蒲田駅を中心とする地区整備」を実現するため、「蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会」を設置し、「蒲田駅を中心とする地区整備」に焦点を絞り、駅周辺での公共施設の整備等について、専門的・技術的検討を実施し、実現に向けてその時点で想起される課題と解決の方向性を整理した「蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会 中間報告」をまとめている。

平成22年度の「蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会」の開催状況及び構成員は次のとおりである。

平成22年度 蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会

開催状況

回数	日時	主な内容
第1回	平成22年9月8日 19:00～21:00	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究会の目的、進め方について 現況と整備課題の整理、基盤施設計画等の検討条件の整理について

回数	日時	主な内容
第2回	平成22年10月26日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤施設計画等の検討方針について ・ 自由通路の検討について ・ 自転車駐車場の検討について ・ 駅前広場の検討について
第3回	平成22年12月14日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車駐車場の検討について ・ 駅前広場の検討について ・ 蒲田駅周辺整備構想（たたき台）の検討について
第4回	平成23年1月27日 18:00～20:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車駐車場の検討について ・ 駅前広場の検討について ・ まちの拠点性強化に資する都市機能更新に関する検討について ・ 蒲田駅周辺整備構想（たたき台）の検討について

平成22年度 蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会構成員

役職	氏名	職名
座長	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
副座長	屋井 鉄雄	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
委員	荒井 俊之	東京都都市整備局都市基盤部街路計画課長
委員	安部 文洋	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長
委員	風間 初美	東京都都市整備局市街地整備部民間開発課長
委員	杉坂 克彦	大田区まちづくり推進部再開発担当部長
委員	伊藤 廉	大田区まちづくり推進部まちづくり管理課長 (交通企画担当課長兼務)
委員	黒澤 明	大田区まちづくり推進部都市開発課長
委員	齋藤 浩一	大田区まちづくり推進部副参事 (蒲田再開発担当)
委員	杉村 克之	大田区都市基盤整備部都市基盤管理課長
委員	秋山 太郎	大田区都市基盤整備部蒲田まちなみ維持課長
委員	廣瀬 達志	大田区連続立体事業本部連続立体事業再開発担当課長
オブザーバー	荒川 辰雄	国土交通省都市・地域整備局市街地整備課企画専門官
オブザーバー	菊池 雅彦	国土交通省都市・地域整備局街路交通施設課企画専門官
オブザーバー	細見 明彦	国土交通省都市・地域整備局街路交通施設課課長補佐

<平成23年度>

平成23年度は、前年度に設置した調査研究会の下部組織として「駅開発検討部会」を設置し、鉄道事業者の協力も得ながら、駅東西間移動歩行者通行量や自転車利用の実態調査結果などを基に、公共施設（東西自由通路、地下自転車駐車場、駅前広場）の整備の方向性についてまとめた「蒲田駅周辺整備計画（たたき台）」を公表している。

平成23年度の「蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会」及び「駅開発検討部会」の開催状況及び構成員は次のとおりである。

平成23年度 蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会

開催状況

回数	日時	主な内容
第1回	平成23年10月27日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の検討内容・スケジュール・検討体制について 蒲田駅東西間移動歩行者通行量調査について 蒲田駅周辺自転車利用者実態調査について
第2回	平成23年12月20日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> 蒲田駅東西間移動歩行者通行量調査について 蒲田駅周辺自転車利用者実態調査について 蒲田駅周辺まちづくりワークショップ、タウンミーティングの報告について 今後のスケジュールについて
第3回 (※)	平成24年3月15日 9:00～11:00	<ul style="list-style-type: none"> 蒲田駅周辺整備計画（たたき台）について

※ 第3回は蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会と駅開発検討部会の合同部会

平成23年度 蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会構成員

役職	氏名	職名
座長	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
副座長	屋井 鉄雄	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
委員	佐々木 健	東京都都市整備局都市基盤部街路計画課長
委員	安部 文洋	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長
委員	杉村 克之	大田区まちづくり推進部再開発担当部長
委員	川野 正博	大田区まちづくり推進部参事（企画調整担当）
委員	伊藤 廉	大田区まちづくり推進部まちづくり管理課長
委員	佐藤 國治	大田区まちづくり推進部交通企画担当課長
委員	青木 重樹	大田区まちづくり推進部都市開発課長

役職	氏名	職名
委員	齋藤 浩一	大田区まちづくり推進部蒲田再開発担当課長
委員	落合 邦男	大田区まちづくり推進部防災まちづくり担当課長
委員	河野 秀夫	大田区都市基盤整備部都市基盤施設担当課長
委員	河原田 光	大田区都市基盤整備部蒲田まちなみ維持課長
委員	廣瀬 達志	大田区連続立体事業本部連続立体事業再開発担当課長
オブザーバー	荒川 辰雄	国土交通省都市局街路交通施設課街路事業調整官
オブザーバー	菊池 雅彦	国土交通省都市局街路交通施設課企画専門官
オブザーバー	細見 明彦	国土交通省都市局街路交通施設課課長補佐

平成23年度 駅開発検討部会

開催状況

回数	日時	主な内容
第1回	平成23年9月22日 9:00～11:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会での検討内容について 平成23年度の検討内容・スケジュール・検討体制について 蒲田駅東西間移動方向者通行量調査について 蒲田駅周辺自転車利用者実態調査について
第2回	平成24年1月20日 9:00～11:00	<ul style="list-style-type: none"> 蒲田駅東西間移動歩行者通行量調査について 蒲田駅周辺自転車利用者実態調査について 蒲田駅周辺まちづくりワークショップ、タウンミーティングの報告について 今後のスケジュールについて
第3回 (※)	平成24年3月15日 9:00～11:00	<ul style="list-style-type: none"> 蒲田駅周辺整備計画（たたき台）について

※ 第3回は蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会と駅開発検討部会の合同部会

平成23年度 駅開発検討部会構成員

役職	氏名	職名
委員	杉村 克之	大田区まちづくり推進部再開発担当部長
委員	川野 正博	大田区まちづくり推進部参事（企画調整担当）
委員	伊藤 廉	大田区まちづくり推進部まちづくり管理課長
委員	佐藤 國治	大田区まちづくり推進部交通企画担当課長
委員	齋藤 浩一	大田区まちづくり推進部蒲田再開発担当課長

役職	氏名	職名
委員	河野 秀夫	大田区都市基盤整備部都市基盤施設担当課長
委員	河原田 光	大田区都市基盤整備部蒲田まちなみ維持課長
委員	三島 大輔	東日本旅客鉄道（株）総合企画本部投資計画部課長
委員	植松 繁	東日本旅客鉄道（株）東京支社総務部企画室担当課長
委員	関 聡史	東京急行電鉄（株）鉄道事業本部事業統括部企画課長
委員	杉浦 勝彦	東京急行電鉄（株）都市生活創造本部事業統括部主査
オブザーバー	荒川 辰雄	国土交通省都市局街路交通施設課街路事業調整官
オブザーバー	大野 誠	東京都都市整備局都市基盤部街路計画課課長補佐
オブザーバー	大友 哲朗	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設担当係長

<平成24年度>

平成24年度は、関係者の密接な連携・協力のもと、地域特性を考慮したまちづくりを推進するために、「蒲田都市づくり推進会議」を設置し、これまでの検討成果を基に、蒲田駅を中心とした概ね半径200mのうち、駅舎・駅ビル、駅前広場、駅周辺街区及び主要道路（以下、「駅前空間」という。）の再編を図るための公共施設の整備など必要な取組や手順などを検討し「蒲田駅周辺再編プロジェクト（素案）」を取りまとめている。

平成24年度の「蒲田都市づくり推進会議」及び「駅開発検討部会」の開催状況及び構成員は次のとおりである。

平成24年度 蒲田都市づくり推進会議

開催状況

回数	日時	主な内容
第1回	平成24年7月30日 14:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒲田都市づくり推進会議の検討スケジュール ・ 平成23年度蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会蒲田駅周辺整備計画（たたき台）ポイント ・ 蒲田駅周辺地区整備目標・整備方針 ・ 初動期の交通基盤施設計画の検討
第2回	平成24年11月6日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回蒲田都市づくり推進会議での指摘事項及び対応方針 ・ 「蒲田駅を中心とする地区整備」に関する考え方の再構築 ・ 駅前空間の将来像・駅前空間再編方針・駅前空間形成の方向性 ・ 駅前空間整備の概要 ・ 蒲田駅周辺再編プロジェクトの進め方

回数	日時	主な内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動期整備計画 ・ 駅前空間のバーチャル・リアリティ（VR）の紹介
第3回	平成25年1月29日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回蒲田都市づくり推進会議での指摘事項と到達点 ・ 蒲田のまちづくり座談会の概要 ・ 蒲田駅周辺再編プロジェクトの概要 ・ 初動期整備計画の検討 ・ 整備プログラムの検討 ・ 低炭素都市実現に向けて
第4回	平成25年3月21日 9:30～11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回蒲田都市づくり推進会議での指摘事項 ・ 蒲田駅周辺再編プロジェクト（素案）

平成24年度 蒲田都市づくり推進会議構成員

役職	氏名	職名
座長	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
副座長	屋井 鉄雄	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
委員	小山 君子	蒲田東地区自治会連合会
委員	小谷野 正義	蒲田西地区自治会連合会
委員	田中 彰一	蒲田東口商店街商業協同組合
委員	片山 薫榮	蒲田西口商店街振興組合
委員	藤田 静男	蒲田東口地区まちづくり協議会
委員	望月 清志	蒲田大好き委員会
委員	田中 常雅	蒲田再開発推進委員会
委員	宮澤 勇	特定非営利活動法人大身連
委員	飯田 茂	大田区議会都市・環境委員会委員長
委員	鈴木 隆之	大田区議会都市・環境委員会副委員長
委員	朝山 勉	東京都都市整備局都市基盤部街路計画課長
委員	花井 徹夫	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長
委員	太田 誠一	大田区まちづくり推進部長
委員	杉村 克之	大田区まちづくり推進部再開発担当部長
委員	川野 正博	大田区まちづくり推進部参事（企画調整担当）
委員	荒井 昭二	大田区まちづくり推進部まちづくり管理課長
委員	吉田 春彦	大田区まちづくり推進部交通企画担当課長
委員	齋藤 浩一	大田区まちづくり推進部都市開発課長
委員	近藤 純司	大田区まちづくり推進部蒲田再開発担当副参事

役職	氏名	職名
委員	落合 邦男	大田区まちづくり推進部防災まちづくり担当課長
委員	根本 敦	大田区都市基盤整備部都市基盤施設担当課長
委員	高橋 義博	大田区都市基盤整備部蒲田まちなみ維持課長
委員	岡田 誠	大田区連続立体事業本部連続立体事業再開発担当課長
オブザーバー	荒川 辰雄	国土交通省都市局街路交通施設課街路事業調整官
オブザーバー	東 智徳	国土交通省都市局街路交通施設課企画専門官

平成24年度 駅開発検討部会

開催状況

回数	日時	主な内容
第1回	平成24年9月7日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度蒲田都市づくり推進会議、駅開発検討部会での検討内容、スケジュール、検討体制の確認
第2回	平成25年3月7日 10:00～11:30	<ul style="list-style-type: none"> 蒲田駅周辺再編プロジェクトの目的と構成 初動期整備計画 中・長期整備指針 菅田駅周辺再編プロジェクトスケジュール

平成24年度 駅開発検討部会構成員

役職	氏名	職名
部会長	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
委員	太田 誠一	大田区まちづくり推進部長
委員	杉村 克之	大田区まちづくり推進部再開発担当部長
委員	川野 正博	大田区まちづくり推進部参事（企画調整担当）
委員	荒井 昭二	大田区まちづくり推進部まちづくり管理課長
委員	吉田 春彦	大田区まちづくり推進部交通企画担当課長
委員	齋藤 浩一	大田区まちづくり推進部都市開発課長
委員	近藤 純司	大田区まちづくり推進部蒲田再開発担当副参事
委員	根本 敦	大田区都市基盤整備部都市基盤施設担当課長
委員	高橋 義博	大田区都市基盤整備部蒲田まちなみ維持課長
委員	三島 大輔	東日本旅客鉄道（株）総合企画本部投資計画部課長
委員	佐藤 英明	東日本旅客鉄道（株）東京支社総務部企画室企画調整課長
委員	関 聡史	東京急行電鉄（株）鉄道事業本部事業統括部企画課長
委員（※）	杉浦 勝彦 鹿本 英利	東京急行電鉄（株）都市開発事業本部事業統括部企画開発部 主査

役職	氏名	職名
オブザーバー	荒川 辰雄	国土交通省都市局街路交通施設課街路事業調整官
オブザーバー	大野 誠	東京都都市整備局都市基盤部街路計画課区分街路計画係長
オブザーバー	山本 健一	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設担当係長

※ 杉浦勝彦氏は第1回のみ、鹿本英利氏は第2回よりの参加

<平成25年度>

そして平成25年度において、「蒲田駅周辺再編プロジェクト（素案）」の区民意見公募手続（パブリックコメント）と説明会を実施し、さらに「蒲田都市づくり推進会議」の下部組織として「駅周辺交通調整部会」を設置し、鉄道事業者に加え、バス事業者、タクシー事業者とも協議を重ね、最終的に「蒲田駅周辺再編プロジェクト」が策定されている。

平成25年度の「蒲田都市づくり推進会議」及び「駅周辺交通調整部会」の開催状況及び構成員は次のとおりである。

平成25年度 蒲田都市づくり推進会議

開催状況

回数	日時	主な内容
第5回	平成25年7月30日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> 蒲田都市づくり推進会議の今年度の検討体制とスケジュール 「蒲田駅周辺再編プロジェクト（素案）」のパブリックコメント速報 「蒲田駅周辺再編プロジェクト」の検討状況報告（東口駅前広場、東口地下自転車駐車場に関する検討、西口駅前広場初動期整備計画の検討）
第6回	平成25年10月31日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> 第5回蒲田都市づくり推進会議での指摘事項 「蒲田駅周辺再編プロジェクト（案）」の報告 「蒲田駅周辺再編プロジェクト」の検討状況報告（駅開発交通調整部会（10/21開催）の報告・東口駅前広場初動期整備計画・東口駅前広場初動期整備計画・東口地下自転車駐車場初動期整備計画） 西口駅前広場初動期整備計画の検討
第7回	平成25年12月10日 9:30～11:30	<ul style="list-style-type: none"> 「蒲田駅周辺再編プロジェクト」策定について 第6回蒲田都市づくり推進会議での指摘事項 「蒲田駅周辺再編プロジェクト」の検討状況報告（初動期

		東口駅前広場形状の検討・東口地下自転車駐車場レイアウトの検討)
--	--	---------------------------------

平成25年度 蒲田都市づくり推進会議構成員

役職	氏名	職名
座長	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
副座長	屋井 鉄雄	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
委員	小山 君子	蒲田東地区自治会連合会
委員	藏方 庸光	蒲田西地区自治会連合会
委員	田中 彰一	蒲田東口商店街商業協同組合
委員	片山 篤榮	蒲田西口商店街振興組合
委員	藤田 静男	蒲田東口地区まちづくり協議会
委員	望月 清志	蒲田大好き委員会
委員	田中 常雅	蒲田再開発推進委員会
委員	宮澤 勇	特定非営利活動法人大身連
委員	岡元 由美	大田区議会都市・環境委員会委員長
委員	深川 幹祐	大田区議会都市・環境委員会副委員長
委員	朝山 勉	東京都都市整備局都市基盤部街路計画課長
委員	池内 光介	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長
委員	川野 正博	大田区まちづくり推進部長
委員	八嶋 吉人	大田区まちづくり推進部再開発担当部長
委員	黒澤 明	大田区まちづくり推進部まちづくり管理課長
委員	吉田 春彦	大田区まちづくり推進部交通企画担当課長
委員	齋藤 浩一	大田区まちづくり推進部都市開発課長(蒲田再開発担当課長兼務)
委員	近藤 純司	大田区まちづくり推進部蒲田再開発担当副参事
委員	落合 邦男	大田区まちづくり推進部防災まちづくり担当課長
委員	畑元 忠	大田区都市基盤整備部都市基盤管理課長
委員	高橋 義博	大田区都市基盤整備部蒲田まちなみ維持課長
委員	荒井 昭二	大田区連続立体事業本部長(連続立体事業課長事務取扱)
委員	岡田 誠	大田区連続立体事業本部連続立体事業再開発担当課長
オブザーバー	東 智徳	国土交通省都市局街路交通施設課企画専門官

平成25年度 駅周辺交通調整部会

開催状況

回数	日時	主な内容
第1回	平成25年10月21日 14:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒲田都市づくり推進会議の今年度の検討体制とスケジュール ・ 「蒲田駅周辺再編プロジェクト（案）」の報告 ・ 「蒲田駅周辺再編プロジェクト」の検討状況報告（東口駅前広場・東口地下自転車駐車場・西口駅前広場に関する検討、新空港線に関する概要）

平成25年度 駅開発検討部会構成員

役職	氏名	職名
部会長	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
委員	川野 正博	大田区まちづくり推進部長
委員	八嶋 吉人	大田区まちづくり推進部再開発担当部長
委員	黒澤 明	大田区まちづくり推進部まちづくり管理課長
委員	吉田 春彦	大田区まちづくり推進部交通企画担当課長
委員	齋藤 浩一	大田区まちづくり推進部都市開発課長（蒲田再開発担当課長兼務）
委員	近藤 純司	大田区まちづくり推進部蒲田再開発担当副参事
委員	畑元 忠	大田区都市基盤整備部都市基盤管理課長
委員	高橋 義博	大田区都市基盤整備部蒲田まちなみ維持課長
委員	田中 大	東日本旅客鉄道（株）総合企画本部投資計画部課長
委員	佐藤 英明	東日本旅客鉄道（株）東京支社総務部企画室企画調整課長
委員	関 聡史	東京急行電鉄（株）鉄道事業本部事業統括部企画課長
委員	田島 邦晃	東京急行電鉄（株）都市開発事業本部都市戦略事業部プロジェクト開発部開発担当課長
委員	井ノ口 聡	京浜急行バス（株）総務部企画担当課長
委員	長塚 隆介	京浜急行バス（株）運輸課長
委員	高野 剛	東急バス（株）運輸部運輸課長
委員	高橋 真人	公益財団法人東京タクシーセンター調査管理部施設管理課主任
委員	保岡 政利	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会乗務員指導委員会副委員長
委員	秋田 隆	社団法人東京都個人タクシー協会副会長

役職	氏名	職名
オブザーバー	荒川 辰雄	国土交通省都市局街路交通施設課街路事業調整官
オブザーバー	大野 誠	東京都都市整備局都市基盤部街路計画課区分街路計画係長
オブザーバー	山本 健一	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設担当係長

蒲田駅前空間整備の進め方に関する大田区の基本的な考え方

駅前広場を中心とする都市基盤整備は、新空港線の事業実施や駅舎・駅ビルや駅前周辺街区の更新等との連携が必要な整備もあるため、「蒲田駅周辺再編プロジェクト」策定から5年以内を目途に着手を目指す「初動期整備」と初動期整備に引き続き条件が整ったものから順次着手する「中・長期整備」に分類し、それぞれ次のような内容が想定されている。

<初動期整備計画>

駅前空間再編の端緒となる公共空間を中心とした整備を行い、「蒲田駅周辺再編プロジェクト」策定から5年以内を目途に着手するもの。

1) 東口の整備

駅前広場南側の面積を拡張し、歩行者環境の改善を重視した駅前広場整備と新たに大規模な自転車駐車を設置する。

- ① 駅ビル側歩道を大幅に拡幅し、駅とまちを結ぶ快適な歩行者動線を確保する。
- ② 補助36号線のバス降車場を広場内に配置し、バス利用の利便性を高める。
- ③ 交通島を活用したタクシー待機場を確保する。
- ④ 駅街路2号線から補助36号線方向の一般車両の動線を分離し、駅前広場内への進入を抑制する。
- ⑤ 地下自転車駐車の整備で、暫定自転車駐車を解消し、駅周辺の放置自転車をなくす。

2) 西口の整備

喫緊の課題である歩行者環境を改善し、中・長期整備の端緒となる整備を行う。

- ① 広場南側の円形段差を撤去し、歩行者動線の改善と活用しやすいオープンスペースを確保する。
- ② 広場南側商店街前の歩道と車道の段差を解消し、歩行者環境を改善する。
- ③ 広場北側歩道と植栽等の再配置により、バス降車場・駅間の歩行者動線を改善する。

- ④ 広場北側の歩道と車道の段差を解消し、オープンスペースと歩行者環境を改善する。

＜中・長期整備指針＞

新空港線の事業実施や駅ビル・駅前周辺街区の建替えなどと連携した検討・整備が必要となるもので、初動期整備に引き続き、実現化条件が整ったものから順次着手する。

1) 東口の整備

駅前空間を拡張し、交通広場機能と歩行者環境の更なる向上を目指した整備を進める。

- ① 駅前広場上空利用による歩行者空間確保で、歩行者動線と自動車動線の交錯を解消する。
- ② 新空港線整備事業用地取得、駅ビル建替えと連携した駅前広場の交通施設再配置を行う。

2) 西口の整備

新空港線整備、駅ビル建替えと連携し、課題としている交通広場機能の向上を目指した整備を進める。

- ① 初動期整備による歩行者の状況やオープンスペースの利用状況を踏まえた駅前広場の交通施設再配置を行う。
- ② 新空港線整備や駅ビルの建替えを踏まえた快適でゆとりある鉄道利用連絡通路を確保する。

事業計画の進捗及び今後の見通し

西口の整備は平成 29 年度までで初動期整備を完了し、今後は新空港線の整備や駅ビルの建替えと連携した整備を行っていくこととなる。

東口の整備については、初動期整備となっている地下自転車駐車場等の平成 38 年までの完成を目指している。平成 29 年度までのところでは歩道拡幅のための用地買収（土地開発公社が取得）及び地下自転車駐車場等の設計が完了している状況である。地下開発となるため、水道管、電話回線、電線等のインフラ設備の移設も必要となり、この工事に最低 3 年は掛かるため、本格的な工事は移設完了後の平成 33 年度以降となる。

中・長期整備指針に挙げられている事業については、上述のとおり、新空港線の事業実施や駅ビル・駅前周辺街区の建替えなど他の事業者と連携した検討・整備が必要となるものであり、現状では今後の具体的な見通しは立っていない状況である。

2. 監査手続

当該事業の実施内容が合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、適正に運営されていることを確認するため、関係法規、具体的な取組み内容及び実績について関連する資料を閲覧するとともに、担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果

(1) 事業の必要性及び事業内容の妥当性

蒲田駅周辺は大田区の商業地区の中心であり、また、蒲田駅は東京国際空港（羽田空港）へのアクセスの拠点でもあることから、都市基盤や建物等の老朽化や都市としての機能不足が顕在化している現状を考慮すると、蒲田駅前広場の再生整備を進めることの必要性は十分に理解できるところである。

概要に記載したとおり、当該事業は、大田区基本構想を実現するための基本計画との整合性を図りながら策定された「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」をベースにまとめられた「蒲田駅前周辺再編プロジェクト」に基づいて実施されている。当該プロジェクトは、駅前空間の将来像として「人が集い・にぎわう、国際都市 おおたの交通結節拠点・蒲田」を掲げ、専門家による専門的・技術的検討の実施、鉄道事業者、バス事業者及びタクシー事業者との複数の協議、区民意見公募手続（パブリックコメント）と説明会の実施等を経て策定されたものであり、それに沿って事業を推進することに妥当性が認められるものと考ええる。

なお、「蒲田駅周辺再編プロジェクト」策定過程で公表されている「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」（及びそのパブリックコメント）、「蒲田駅周辺整備計画策定調査研究会 中間報告」、「蒲田駅周辺再編プロジェクト（素案）」（及びそのパブリックコメント）を査閲したが、事業内容について概要に記載したとおり適切な検討が行われており、特別に指摘するような事項はなかった。

(意見 No. 28)

蒲田駅周辺再編プロジェクトにおいて、初動期整備計画の内容は明確になっており、平成29年度までに既に着手できているものの、中・長期整備指針については、明確な計画が策定できていない状況である。中・長期整備方針で言及されているように、整備内容を具体化して行く段階においては、鉄道事業者や駅ビル所有者等との共同での開発・整備計画の策定が必要となって行くと思われる。その過程において、金銭的な負担割合についても議論がされることにな

るが、当然のことながら、一部の特定の利害関係者の利益に偏ることなく、大田区全体としての費用対効果を考慮して議論が進められて行くことが必要である。プロジェクトの規模の大きさからも多額の支出が発生することが想定されるため、区民としてもその進め方や進捗状況を注視することが必要なものと考ええる。

(2) 事業実施過程の管理

予算及びその執行状況

監査の対象となる平成29年度においては、概要で記載した初動期整備計画が進められており、その主な内容は次のとおりである。

1) 東口の整備

大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場実施設計及び大区街7号広場部予備設計委託（蒲田五丁目11番から14番先）

⇒概要で記載した初動期整備計画の「東口の整備」の①～⑤に係る契約で、主に地下自転車駐車場の設計に係る契約である。

2) 西口の整備

① 蒲田駅西口駅前広場整備工事その2（西蒲田七丁目3番から68番先）

⇒概要で記載した初動期整備計画の「西口の整備」の①～④に係る契約であるが、平成29年度ではそのうち、①と②が実施されている。

② 蒲田駅西口駅前広場整備工事その3（西蒲田七丁目3番から68番先）

⇒上記①と同様に概要で記載した初動期整備計画の「西口の整備」の①～④に係る契約であるが、そのうちの交通安全宣言塔の補修工事及び広場内のサイン（案内板）等の設置工事に係る契約である。

平成29年度の蒲田駅前広場の再生整備事業に係る予算及びその実施額等は次のとおりである。なお、当該事業費は歳出の中の「06 土木費 - 02 道路橋梁費 - 03 道路新設改良費 - 蒲田駅前広場の再生整備」に計上されている。

項目	平成 29 年度				
	当初予算額 (円)	予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	執行率
委託料	110,017,000	110,017,000	87,665,652	22,351,348	79.7%
事務・業務等委託費	5,774,000	5,774,000	499,932	5,274,068	8.7%
蒲田五丁目 14 番 1、同 2、 同 3 (*1)	5,774,000	5,774,000	499,932	5,274,068	8.7%
建築・土木委託費	104,243,000	104,243,000	87,165,720	17,077,280	83.6%
蒲田駅西口駅前広場再生 整備実施設計委託その 4	998,000	998,000	981,720	16,280	98.4%
大田第 9 号蒲田駅東口地下 自転車駐車場実施設計及 び大区街 7 号広場部予備設 計委託 (*2)	103,245,000	103,245,000	86,184,000	17,061,000	83.5%
工事請負費	297,142,000	297,142,000	284,763,400	12,378,600	95.8%
建築・土木工事費	297,142,000	297,142,000	284,763,400	12,378,600	95.8%
蒲田駅西口駅前広場整備 工事その 2	254,842,000	254,842,000	242,643,400	12,198,600	95.2%
蒲田駅西口駅前広場整備 工事その 3	42,300,000	42,300,000	42,120,000	180,000	99.6%

上記の工事案件について、「起工書」、「工事請負契約書」（もしあれば、「工事請負変更契約書」を含む）、「検査証」及び「支出命令書」を査閲したが、当該書類上の日付、金額、契約内容、承認印、契約印等に問題は検出されず、適切に処理されていたものと判断した。なお、上記の工事案件のうち、執行率が低い案件があるがその理由は次のとおりである。

- *1： 蒲田駅東口駅前広場の南側土地取得のため、不動産鑑定評価の委託を想定していたが、その前に契約締結に至り不要となったことによる。
- *2： 蒲田駅東口地下自転車駐車場実施設計及び大区街 7 号広場部予備設計委託について、一般競争入札の結果、予算額を下回って契約を締結できたことによる。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

外部業者の選定

工事業者の選定については、地方自治法及び大田区契約事務規則に準拠して行われており、原則として一般競争入札により業者が選定されている。

平成29年度に予算執行された工事案件のうち、金額の比較的大きい案件である「大田区第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場実施設計及び大区街7号広場部予備設計委託」、「蒲田駅西口広場整備工事その2」及び「蒲田駅西口駅前広場整備工事その3」について、業者選定過程に係る書類を査閲した。

1) 大田区第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場実施設計及び大区街7号広場部予備設計委託

平成29年4月17日に一般競争入札として入札が行われ、第1回で最低入札者に落札決定している。入札参加者は2社で落札者は株式会社日建設シビル東京事務所、落札契約金額は86,184,000円である。

2) 蒲田駅西口駅前広場整備工事その2（以下、「その2工事」という）

平成28年10月31日に一般競争入札として入札が行われ、第3回で最低入札者に落札決定している。入札参加者は3社で落札者は佐々木・醍醐建設工事共同企業体、落札契約金額は392,040,000円である。当該契約は「大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例」第2条の「予定価格1億5,000万円以上の工事」に該当するため、その締結には区議会の議決が必要であり、その後、平成28年12月8日の区議会で可決承認されている。なお、契約締結後、追加工事が必要となったことから、平成30年1月5日に工事請負変更契約書を締結し、7,403,400円が落札契約金額に上乗せされている。

平成29年度では、落札契約金額392,040,000円と変更契約金額7,403,400円を合計した399,443,400円から平成28年度に支払った前払金156,800,000円を控除した242,643,400円が支出額となっている。

3) 蒲田駅西口駅前広場整備工事その3（以下、「その3工事」という）

交通安全宣言塔の補修工事及び広場内のサイン（案内板）等の設置工事に係る契約であり、一般競争入札ではなく、随意契約としてその2工事と同じ工事業者と契約を締結している。このため、都市基盤整備部建設工事課長から経理管財課長に対して「蒲田駅西口駅前広場整備工事その3（交通安全宣言塔補修及びサイン整備工事）に関する業者推薦について」（以下、「業者推薦書」という。）という書面が提出されている。その書面では推薦理由として、以下の内容が記載されている。

- ① 蒲田駅西口駅前広場整備工事その3（交通安全宣言塔の補修工事及び広場内のサイン整備工事）について、蒲田駅西口駅前広場の初動期整備が平成29年度完成の計画となっているため、昨年度発注している蒲田駅西口駅前広場整備工事のその2と同時に完了する必要がある。上記業者（推薦業者（*1））は昨年度発注している蒲田駅西口駅前広場整備工事その2を受注しており、この工事と併せて工事を実施することにより、効率的に工事を進めることが可能となり、工期を短縮することができる。
（*1）：筆者追記
- ② 同じ工事現場に2者以上の工事会社が同時に施工することで、交錯が発生し工事していくうえで安全上の問題が発生することや現場状況を十分に把握していない工事会社が入ることで地元とのトラブルが発生する可能性が十分に考えられる。上記業者は現場状況を十分に把握しているうえ、地元にも十分周知されていることから、安全かつトラブルを発生させずに施工することができる。
- ③ 関係機関である警察や地元などとの協議調整も従来より継続的に実施している実績を有しており、今後発生する協議などについて、円滑に遂行することができる。

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項で地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合が規定されている。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、予定価格の多寡により随意契約によることができる場合を規定し、大田区ではその金額基準を大田区契約事務規則第41条第1項で定めており、「工事又は製造の請負」については、予定価格が130万円を超えない場合が該当する。当該契約の予定価格は42,196,011円（起工書の工事金額より）であり、明らかに当該基準を超えており、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当するものではない。

契約の性質又は目的が競争入札に適しない等、同項第2号から第9号までにおいて、随意契約によることができる場合が規定されているが、起工書及び業者推薦書においても、地方自治法施行令第167条の2第1項の何号に該当することにより随意契約による方法を選択したのかが明記されておらず、規定に沿った理由付けが不明確である。

(意見 No. 29)

随意契約として契約が締結されているその 3 工事について、「効率的工事の実施及び工期短縮」、「安全性の確保及びトラブル防止」及び「関係機関との協議の円滑性」を理由にその 2 工事と同一の業者と契約を締結している。しかしながら、その 3 工事の内容を勘案するとその 2 工事に引き続き必要となる工事であり、当初よりその 2 工事に含めて同一業者が工事を施工すべき内容であったものとする。

その 2 工事とその 3 工事を区分して契約締結した理由を都市基盤整備部に質問したところ、「その 2 工事の発注時にサインの整備の具体的な内容が決まっていなかったため、その 3 工事を別途発注した」という内容の回答があった。随意契約の対象となる業者はその 2 工事を担当する 1 社に限定されてしまうため、契約金額の決定において区側が不利な立場で交渉が進められてしまうことが危惧される。実際にその 3 工事の契約締結過程において、そのような不利な影響があったかどうかについては確認することはできないが、本来であれば、その 2 工事の発注時まで、その 3 工事で実施する工事内容を決定するか、また、決定できないまでも暫定的な内容を設定して、同一の契約として契約を締結すべきであったものとする。

(意見 No. 30)

「蒲田駅西口駅前広場整備工事その 3」について、随意契約の方法を選定した根拠条文について、起工書及び業者推薦書においても明記されていなかった。地方自治体における契約の締結は地方自治法上で一般競争入札が原則となっており、その例外として「随意契約」等が規定により認められる建付けとなっているため、法的な根拠を明確にすることが必要なものとする。また、大田区契約事務規則第 41 条第 2 項等、地方自治法施行令の根拠条文により、その後の大田区契約事務取扱規則での取扱いが異なることもあるため、申請書類等において根拠条文を明確にすべきである。

(意見 No. 31)

随意契約として契約が締結されている「蒲田駅西口駅前広場整備工事その 3」について、業者推薦書に日付がなかった。工事の起案時に起工書とともに経理管財課に提出されていることが想定されるが、業者推薦書は都市基盤整備部建設工事課長から総務部経理管財課長宛に提出されている単独の文書でもあり、業者選定における申請及び承認過程の証跡を明確に残すためにも日付は記載する必要があるものとする。

進捗管理

概要に記載したとおり、当該事業は都市基盤整備部の中でも「重点項目」に位置付けられており、「庁議指定事務事業」として、企画経営部企画課への定期的な（四半期ごとの）進捗報告が必要となっている。平成 29 年度末の進捗報告では、「西口のその 2 工事及びその 3 工事が完了したこと及び東口駅前広場予備設計委託及び地下自転車駐車場詳細設計委託が完了したことから、プランどおりの進捗があったとの報告をしている」とのことである。なお、平成 30 年度についても定期的な報告がなされているとのことであった。

上述したとおり「蒲田駅周辺再編プロジェクト」に関する主要な工事案件に係る起案から工事完成までの書類を査閲したが、当該プロジェクトの内容に沿った工事内容に着手しており、スケジュール的にも問題なく進行しており、事業の進捗管理に問題はないものとする。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(3) 事業評価及び今後の課題

蒲田駅周辺再編プロジェクトにおいて、初動期整備計画の内容は明確になっており、平成 29 年度までに既に着手できているものの、中・長期整備指針については、明確な計画が策定できていない状況である。中・長期整備方針で言及されているように、整備内容を具体化して行く段階においては、鉄道事業者や駅ビル所有者等との共同での開発・整備計画の策定が必要となって行くと思われる。その過程において、金銭的な負担割合についても議論がされることになるが、当然のことながら、一部の特定の利害関係者の利益に偏ることなく、大田区全体としての費用対効果を考慮して議論が進められて行くことが必要である。

(意見 No. 32)

中・長期整備方針に係る開発・整備計画については、規模が非常に大きいものとなることが想定され、多額の支出の発生を伴うため、上述したように、一部の特定の利害関係者の利益に偏ることなく、大田区全体としての費用対効果を考慮して議論が進められて行くことを区議会とともに区民全体が注意深く確認して行くことが大切なものとする。

第3項 大岡山駅周辺地区の整備

1. 概要

大田区では、「おおた未来プラン10年（後期）」、「大田区都市計画マスタープラン」及び「東京における都市計画道路の整備方針」に基づいた「都市計画道路の整備」事業として「大田区画街路第1号線」の整備を進めている。

事業期間：平成10年12月～平成33年3月

遊歩道の愛称：ふれあいロード『桜新道（さくらしんみち）』

コンセプト：夏季は木洩れ陽の中に憩いの場を提供し、冬季は陽だまりから富士山を望むことができる。四季折々の表情を見せる植栽とともに歩いて楽しいみちを創出する。

「大田区画街路第1号線」は東急電鉄大岡山駅の駅前広場（面積約4,200平方メートル）及び駅前広場から環状七号線まで続く約710メートルの「都市計画道路」である。交通結束機能の充実や駅周辺の美観の向上、並びに快適な歩行者空間の確保を図ることを目的として、大岡山駅の地下化による上部空間を活用した交通広場の設置と環状七号線までの区画街路（骨格道路）を整備している。平成19年度に駅前広場が完成しており、現在は用地取得が完了している部分の道路整備工事及び電線共同溝の敷設等を行っている。

都市計画道路事業としての経過

平成9年11月27日：都市計画決定【大田区告示第324号】

平成10年12月11日：事業認可取得【東京都告示第1206号】

平成17年3月31日：事業認可延伸【東京都告示第439号】

平成21年3月18日：事業認可延伸【東京都告示第401号】

平成26年3月20日：事業認可延伸【東京都告示第370号】

2. 監査手続

当該事業の実施内容が合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、適正に運営されていることを確認するため、関係法規、具体的な取組み内容及び実績について関連する資料を閲覧するとともに、担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果

(1) 事業の必要性及び事業内容の妥当性

「大田区画街路第1号線」は、東京都及び都内の特別区等の地方自治体が策定している「東京における都市計画道路の整備方針」の中で必要性が確認された結果、都市計画道路事業として事業化されているものであり、事業の必要性には問題はないものとする。

しかしながら、遊歩道の整備等については、現在の整備の対象となっている地区が商業地区でもなく、また、大岡山駅からの人の動線を考えても、想定される利用者が近隣の住民等に限定されることが想定されるため、その整備内容については華美になることなく、大田区全体としての費用対効果を考慮して決定されることが必要である。

この点について、完成予想図を閲覧したところ、過度な設備の設置や装飾等は見受けられなかった。また、遊歩道の整備に関する計画策定においては、近隣の東京工業大学の学生にデザイン案を依頼する等、支出を抑えながら洗練されたものを目指すような対応もあり、問題となるような事項は検出されなかった。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(2) 事業実施過程の管理

予算及びその執行状況

監査の対象となる平成29年度において実施された主な工事等の内容は、次のとおりである。

1) 大区街1街路部その3整備工事その2（街築）

電線共同溝工事に先立ち未買収用地を残した南側道路（大田区北千束二丁目30番から北千束三丁目1番先）の一部先行整備を行うものである。舗装工等、施工延長373.0メートル、最終の契約金額81,468,720円の請負工事である。

2) 区道1-61号線整備工事（電線共同溝）

道路整備のための電線共同溝設置工事である。工事場所は大田区北千

東一丁目5番から21番先で整備範囲延長391.6メートル、契約金額119,880,000円である。工期は平成29年9月20日～平成30年6月29日で、平成29年度は前払金47,900,000円が支出金額となっている。

平成29年度の大岡山駅周辺地区の整備事業に係る予算及びその実施額等は次のとおりである。なお、当該事業費は歳出の中の「06 土木費 - 02 道路橋梁費 - 03 道路新設改良費 - 大岡山駅周辺地区の整備」に計上されている。

項目	平成29年度				
	当初予算額 (円)	予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	執行率
役務費	2,250,000	2,250,000	62,100	2,187,900	2.8%
手数料等	2,250,000	2,250,000	62,100	2,187,900	2.8%
用地買収関連費 (*1)	2,250,000	2,250,000	62,100	2,187,900	2.8%
委託料	21,755,000	21,755,000	12,735,260	9,019,740	58.5%
事務・業務等委託費	11,587,000	11,587,000	5,931,260	5,655,740	51.2%
復元測量委託	729,000	729,000	263,420	465,580	36.1%
区画街路第1号線土地鑑定委託	1,138,000	1,138,000	1,137,240	760	99.9%
土地収用法業務委託 (*2)	9,720,000	9,720,000	4,530,600	5,189,400	46.6%
建築・土木委託費	10,168,000	10,168,000	6,804,000	3,364,000	66.9%
大区街1街路部その3区間修正設計委託 (*3)	10,168,000	10,168,000	6,804,000	3,364,000	66.9%
工事請負費	138,160,000	138,160,000	129,368,720	8,791,280	93.6%
建築・土木工事費	131,827,000	131,827,000	129,368,720	2,458,280	98.1%
大区街1街路部その3・その4区間整備工事 - 電線共同溝	50,246,000	50,246,000	47,900,000	2,346,000	95.3%
大区街1街路部その3・その4区間整備工事 - 道路暫定整備工	81,581,000	81,581,000	81,468,720	112,280	99.9%
維持補修工事費	6,333,000	6,333,000	0	6,333,000	0.0%
用地買収関連費 (*4)	6,333,000	6,333,000	0	6,333,000	0.0%
負担金、補助及び交付金 (*5)	750,000	750,000	0	750,000	0.0%
補償、補填及び賠償金 (*6)	296,112,000	296,112,000	550,044	295,561,956	0.2%

上記の工事案件のうち、上述した主要な2つの工事案件について、「起工書」、「工事請負契約書」（もしあれば、「工事請負変更契約書」を含む）、「検査証」及び「支出命令書」を査閲したが、「意見」に記載した事項を除き、当該書類上の日付、金額、契約内容、承認印、契約印等に問題は検出されず、適切に処理されていたものと判断した。なお、上記の工事案件のうち、執行率の低い案件があるがその理由は次のとおりである。

- *1： 予算では収用申請手続の実施を想定していたが、任意による契約締結に向け折衝継続となったため、平成29年度では申請がされなかったことによる。
- *2： 収用手続によらず、任意による契約締結に向けて地権者と折衝継続中であり、予算で想定した業務委託内容よりも委託内容が減少したことによる。
- *3： 予算ではその3区間の電線共同溝委託を新規設計として見積っていたが、既往設計委託成果の修正で対応できたことによる。
- *4： 用地買収事案が発生しなかったことによる。
- *5： 移転建築計画策定費助成金及び移転資金利子補給金について、地権者からの申請がなかったことによる。
- *6： 予算では土地収用法採決に伴う補償金の支出294,252,910円を想定していたが、任意による契約締結に向け折衝継続となったため、平成29年度では収用裁決申請がされなかったことによる。

(指摘 No. 7)

「大区街1街路部その3整備工事その2(街築)」の契約締結手続上の書類について、当初の「工事請負契約書」上、前払金の金額は32,400,000円となっているが、それに対応する「契約締結書(契約決定通知)」に記載されている前払金の金額は3,240,000円となっていた。また、変更契約が締結されているが、「工事請負変更契約書」上の前払金の金額も3,240,000円となっており、対応する「契約締結書(変更)(契約変更通知)」の前払金の金額も同様に3,240,000円となっていた。実際の前払金としての支出額は当初の「工事請負契約書」上の金額である32,400,000円となっており、実質的な問題はなく、契約書上も第35条で前払金は契約金額の40%の額(ただし、2億円が限度)と規定されているため、単純な誤りであることは明らかであるが、「工事請負変更契約書」は対外的な書類であり、「契約締結書(契約決定通知)」及び「工事請負変更契約書」は契約締結に係る承認過程における内部統制上も重要な書類であるため、今後さらに書類間の整合性については十分な注意を払う必要があるものと考えている。

(意見 No. 33)

平成 29 年度中に締結された「工事請負契約書」のひな型と思われるが、その第 35 条の記載について、単純な誤りと思われるが「契約金額の 40%パーセントの額」との表記があり、「%」と「パーセント」が二重で記載されている。対外的な書類であるため、早急に修正するとともに、その他の箇所についても併せて再確認することが望まれる。

外部業者の選定

工事業業者の選定については、地方自治法及び大田区契約事務規則に準拠して行われており、原則として一般競争入札により業者が選定されている。

平成29年度に予算執行された工事案件のうち、金額の比較的大きい案件である「大区街1街路部その3整備工事その2（街築）」及び「区道1-61号線整備工事（電線共同溝）」について、業者選定過程に係る書類を査閲したが、問題となる事項は検出されなかった。

1) 大区街1街路部その3整備工事その2（街築）

平成29年4月24日に一般競争入札として入札が行われたが、第1回入札（参加者：6社）及び第2回入札（参加者：2社）ともに予定価格を超過する結果となり、第2回入札での最低入札者である栄進道路株式会社と協議の上、同社と随意契約を締結している。なお、契約締結後、追加工事が必要となったことから、平成29年12月18日に工事請負変更契約書を締結し、468,720円が落札契約金額に上乗せされている。

2) 区道1-61号線整備工事（電線共同溝）

平成29年9月19日に一般競争入札として入札が行われ、第1回で最低入札者に落札決定している。入札参加者は5社で落札者は株式会社伊藤組、落札契約金額は119,880,000円である。なお、契約締結後、追加工事及び設計修正が必要となったことから、平成30年6月4日に工事請負変更契約書を締結し、49,680円が落札契約金額に上乗せされている。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

進捗管理

上述したように「大田区画街路第 1 号線」は、東京都及び都内の特別区等の地方自治体が策定している「東京における都市計画道路の整備方針」の中で必

要性が確認された結果、都市計画道路事業として事業化されており、事業期間が定められている。また、当該事業は都市基盤整備部で「重点項目」とされている「都市計画道路の整備」事業の中でも主な業務内容として位置付けられており、都市基盤整備部においてその進捗管理には特別な配慮がなされている。

しかしながら、当該事業には用地取得という地権者との利害調整が必要な業務が含まれており、計画どおりに各種工事等を実施して行くことの困難性がある。当該事業においても、平成 29 年度終了時点では 3 画地の取得ができておらず収用手続きによる取得も検討していたが、平成 30 年度において任意による契約締結ができており、現状では事業認可期間である平成 33 年 3 月 31 日までの完了を目指して計画を推進しているとのことである。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(3) 事業評価及び今後の課題

当該事業においては、水道管、電話回線、電線等のインフラ設備の移設も必要となり、その移設工事は用地取得できた平成 30 年度以降に対応することが必要となる部分が存在する。前項の蒲田駅東口地下自転車駐車場のところでも触れているが、移設工事には時間を要することが想定されるため、平成 33 年 3 月 31 日までの完了には不透明さが増していると言わざるを得ない。

(意見 No. 34)

工事の長期化は近隣住民の住環境や交通の障害にもなるため、早期での完成を目指し、今後の計画を改めて検討するとともに、必要あれば、都市計画道路事業における事業期間の延伸の認可を取得することも検討し、実態に沿った新たな計画を早期に公表することが望まれる。

第4項 桜のプロムナードの整備、呑川緑道の整備

第1段 桜のプロムナードの整備

1. 概要

桜のプロムナードとは、昭和62年度に開始された、全長約13,000mの大森地区の内川沿いや馬込地区における散策路に桜の木を植樹し緑道として整備する事業をいう。当該事業は、平成23年に策定された「グリーンプランおおた」と呼ばれる大田区緑の基本計画に含まれる事業である。

「グリーンプランおおた」（平成23年制定、中間見直しは平成28年、以下、「基本計画」という。）とは、都市緑地法第4条に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する「緑の基本計画」として位置づけられており、「緑豊かで快適な都市を形成していくことを目指し、緑地の適正な保全や都市公園・緑地の整備、緑化の推進など、みどりのまちづくり全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための方策を示す計画」とされている。基本計画における当該計画制定の背景については、「住宅地の緑や自然緑地の減少、ヒートアイランド現象などの都市気候の変化、みどりに対する区民ニーズの多様化など、みどりを取り巻く環境も大きく変わっています。また、地球温暖化や生物多様性の確保などの地球規模での環境問題への取組みも迫られており、区内のみどりの重要性がより高まるとともに、区民のみどりに対する関心も一層高まっています」と謳われている。

なお当該事業は、基本計画において「具体的な数値指標のないその他の目標」とされている。

当該事業の整備状況は次のとおりである。

	平成27年度末 当年度整備 (累積)	平成28年度末 当年度整備 (累積)	平成29年度末 当年度整備 (累積)	平成30年度末 (見込)
整備済み距離 及び完了比率 (a) ※ 全長約 13,000m	約170m (約7,319m /56.3%)	約140m (約7,559m /58.1%)	約180m (約7,739m/59.5%)	約150m (約7,889m/60.6%)
整備箇所及び 整備内容	(散策路整備) 道路改良工事 南馬込5丁目付近	(散策路整備) 道路改良工事 南馬込4丁目付近	(散策路整備) 道路改良工事 南馬込5丁目付近	(散策路整備) 道路改良工事 南馬込5丁目付近

	平成 27 年度末 当年度整備 (累積)	平成 28 年度末 当年度整備 (累積)	平成 29 年度末 当年度整備 (累積)	平成 30 年度末 (見込)
		(サイン整備) 平成 29 年度以降 の実施設計委託に 向けた部内調整	(サイン整備) 全域における 整備設計委託	(サイン整備) 全域における 整備工事
最終予算額(b)	95,688 千円	30,787 千円	89,234 千円	-
決算額 (c)	79,891 千円	30,382 千円	85,891 千円 うち散策路整備が 78,017 千円	-
差異 (b)-(c)	15,796 千円	404 千円	※1 3,342 千円	-
執行率 (c)/(b)	※2 83.49%	98.68%	96.25%	-
整備 1m あたり 費用(c)/(a)	464 千円/m	434 千円/m	433 千円/m	-

※1 サイン整備において予算額よりも低い価額での落札となったため。

※2 予算要求時に設計の精査が完了しておらず概算額での要求となったこと及び契約差額による。

2. 監査手続

当該事業の実施内容が法規性、経済性、効率性、有効性の観点から、適正に運営されていることを確認するため、関係法規、具体的な取組み内容及び実績について関連する資料を閲覧するとともに、担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果

(1) 事業の入札、契約関連等 (指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(2) 事業のグランドデザイン (意見 No. 35)

事業完了までに要する見込期間、当該事業全体のグランドデザイン等の計画

や方針が定められていない。

当該事業は「グリーンプランおおた」のひとつの事業とされているものの、具体的な数値指標のないその他の目標とされている。また昭和62年に開始されて以降、全長約13,000mに対し近年は毎年0.5%から1.4%程度の進捗状況となっており、事業実施完了までに相当の期間を要することが見込まれる状況となっている。

かかる状況は、例えば、当該事業の施工進捗状況や時の経過に応じた適切な維持管理費等の見積りが困難となる恐れがあり、今後の事業推進や確保可能な予算範囲内での将来継続的な維持管理に支障をきたす恐れがある。

よって今後、当該事業のより総合的かつ可能な限り明確な計画や方針の策定、また同時に他の事業と比較した場合の優先順位、位置付け等もより明確にし、定期的に見直し、将来の継続的かつ適切な維持管理が可能な事業、そして完了までに時間を要する事業と説明できる体制を構築することが望まれる。

第2段 呑川緑道の整備

1. 概要

呑川緑道の整備とは、昭和59年度に開始された、水と緑を楽しみながら歩けるような緑道として、側道や護岸の緑化、景観と環境に配慮した舗装を行う等の散策路整備事業をいう。

なお桜のプロムナードと同様に「グリーンプランおおた」に含まれる事業の一つとされている。

当該事業の整備状況は次のとおりである。

	平成27年度末 当年度整備 (累積)	平成28年度末 当年度整備 (累積)	平成29年度末 当年度整備 (累積)	平成30年度末 (見込)
整備済み距離 (a) 及び完了比率 ※1 全長 18,000m	約80m (約4,538m /25.2%)	約70m (約4,608m/25.6%)	約80m (約4,688m/26.0%)	約140m (約 4,828m/26.8%)
整備箇所及び 整備内容	(散策路整備) 東雪谷5丁目 (サイン整備) 平成28年度以降 のサイン整備実 施に向けた諸調 整	(散策路整備) 東雪谷5丁目 (サイン整備) 平成29年度のサイ ン整備実施に向け、 諸調整及び実施設 計委託の実施	(散策路整備) 東雪谷5丁目 南雪谷5丁目付近の 設計委託 (サイン整備) 全域のサイン整備実 施	(散策路整備) 南雪谷5丁目 東雪谷3丁目付 近の設計委託
最終予算額(b)	17,853千円	28,556千円	86,779千円	-
決算額(c)	14,040千円	21,481千円 うち散策路整備が 12,960千円	62,088千円 うち散策路整備が 18,036千円	-
差異(b)-(c)	3,813千円	7,074千円	※2 24,690千円	-
執行率 (c)/(b)	78.64%	75.22%	71.55%	-
整備1mあたり 費用(c)/(a)	175千円	185千円	225千円	-

※1 片岸約9,000m、両岸で約18,000m

※2 サイン整備において予算額よりも低い価額での落札となったため。

2. 監査手続

当該事業の実施内容が合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、適正に運営されていることを確認するため、関係法規、具体的な取組み内容及び実績について関連する資料を閲覧するとともに、担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果

(1) 事業の入札、契約関連等

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

(2) 事業のグランドデザイン

(意見 No. 36)

当該事業は「グリーンプランおおた」のひとつの事業とされているものの、具体的な数値指標のないその他の目標とされている。また昭和59年に開始されて以降、全長約18,000mに対し近年は毎年0.4%から0.7%程度の進捗状況となっており、事業実施完了までに相当の期間を要することが見込まれる状況となっている。

かかる状況は、例えば、当該事業の施工進捗状況や時の経過に応じた適切な維持管理費等の見積りが困難となる恐れがあり、今後の事業推進や確保可能な予算範囲内での将来継続的な維持管理に支障をきたす恐れがある。

よって今後、当該事業のより総合的かつ可能な限り明確な計画や方針の策定、また同時に他の事業と比較した場合の優先順位、位置付け等もより明確にし、定期的に見直し、将来の継続的かつ適切な維持管理が可能な事業、そして完了までに時間を要する事業と説明できる体制を構築することが望まれる。

第5項 臨海部散策路の整備

1. 概要

海老取川から平和島運河周辺、京浜運河周辺などにかけて、空港臨海部の水とみどりの拠点を結ぶネットワークの形成を図るための散策路整備事業をいう。

当該事業は平成23年に制定された大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」に含まれる事業のひとつであり、整備対象区間は約2,930mとなっている。なお平成28年度までに内川・大森ふるさとの浜辺公園から呑川河口付近及び羽田旭町の約1,380mが整備済みとなっている。また当該事業は、貴船堀、旧呑川、北前堀、南前堀4区分にて分類管理されており、また散策路に隣接する締切護岸工事や埋立造成等の公共溝渠の整備工事も一体として実施管理されている。

なお散策路自体は平成26年以前に完了した上記1,380m分より進捗していないものの、平成27年以降は公共溝渠の整備を2020年まで優先的に実施、以降に残工事を実施する予定となっている。

当該事業の整備工事の状況は次のとおりである。

	平成27年度整備	平成28年度整備	平成29年度整備	平成30年度整備
貴船堀	(公共溝渠の整備) 公共溝渠締切護岸の設計完了	(公共溝渠の整備) 都による水門廃止、防潮堤整備に合わせた公共溝渠の整備工事その1(締切護岸等)	(散策路整備) 関係者との調整 (公共溝渠の整備) 左記前年度に着手した工事その3の完了	(散策路整備) 引き続き関係者との調整 (公共溝渠の整備) 左記前年度以前に着手した工事の完了 歩道橋予備詳細設計委託の完了
旧呑川	-	(公共溝渠の整備) 都による水門廃止、防潮堤整備に合わせた公共溝渠の整備工事その1(締切護岸等)	(公共溝渠の整備) 左記前年度に着手した工事の完了	(公共溝渠の整備) 左記前年度以前に着手した工事の完了 (公共溝渠の整備) 歩道橋予備詳細設計委託の完了
北前堀	(整備手法に関する検討)	(整備手法に関する検討)	(整備手法に関する検討)	(整備手法に関する検討)

	平成 27 年度整備	平成 28 年度整備	平成 29 年度整備	平成 30 年度整備
	都による水門廃止、防潮堤整備に合わせた海辺の散策路整備に関する事業手法や都区の役割分担について協議	同左及び東芝橋の架け替えや係留施設の配置等、具体的な事業計画について方向性をまとめる (公共溝渠の整備) 実施設計委託	同左及び東芝橋の架け替えや係留施設の配置等、具体的な事業計画について方向性をまとめる (公共溝渠の整備) 実施設計委託の完了	同左及び東芝橋の架け替えや係留施設の配置等、具体的な事業計画について方向性をまとめる (公共溝渠の整備) 実施設計委託、歩道橋予備詳細設計委託の完了
南前堀	(公共溝渠の整備) 整備工事その 1 (係留施設等) の完了	(公共溝渠の整備) 都による水門廃止、防潮堤整備に合わせた公共溝渠の整備工事その 2 (縮切護岸等)	(公共溝渠の整備) 左記前年度に着手した工事その 3 の完了	(公共溝渠の整備) 左記前年度に着手した工事その 4 (縮切護岸、埋立造成等) の完了
その他	(散策路整備) 大森南地区の散策ルート上におけるトイレの設計及び関係機関との協議	(散策路整備) 大森南地区の散策ルート沿いにトイレを 2 か所整備	(散策路整備) 大森南地区の散策ルート沿いにトイレを 2 か所整備 ※	(散策路整備) 潮見譲公園の散策ルート沿いにある潮見譲公園のトイレのバリアフリー化

※ 2 か年度にまたがった理由は、予定価格と業者からの見積価格に大きな乖離があったこと等で施工業者が決定するまでに 4 回の入札を要したことによる。

また平成 29 年度における予算及び執行状況は次の表のとおりである。

	予算	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
北前堀 公共溝渠整備設計	11,707 千円	- ※1	-	-	-
貴船堀・旧呑川・南前堀 縮切護岸修正設計	10,584 千円	10,519 千円	-	64 千円	99.39%

	予算	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
南前堀 整備工事その3	46,699千円	44,046千円	-	-	94.32%
貴船堀 整備工事その2	29,959千円	- ※2	-	-	-
旧呑川 整備工事その1	83,756千円	30,800千円	52,957千円 ※3	-	36.77%
森ヶ崎海岸公園 トイレ整備工事	27,264千円	27,000千円	-	-	99.03%

※1 東京都港湾局との基本協定締結の遅延により次年度へ延期

※2 契約不調に伴い工期が確保できず次年度へ延期。平成30年10月に竣工

※3 東京都港湾局の土壌汚染対策に伴う防潮堤建設工事遅延により次年度へ延期。平成30年9月に竣工

2. 監査手続

当該事業の実施内容が合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、適正に運営されていることを確認するため、関係法規、具体的な取組み内容及び実績について関連する資料を閲覧するとともに、担当者への質問を実施した。

3. 監査の結果

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はない。

第6項 道路改良事業

1. 概要

(1) 道路改良の概要

大田区では、既存道路の安全で円滑な交通を確保するため、現地調査を行い道路状況に応じた舗装や歩行者空間（歩道、緑道等）の整備を行っている。

こうした舗装改良の整備面積の、平成27年度から平成29年度の3年度の推移は次の表のとおりである。

(単位：m²)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大森地区	2,467	2,383	1,919
調布地区	2,215	1,853	6,252
蒲田地区	4,196	2,956	4,091
糎谷・羽田地区	1,735	1,870	2,871
舗装改良整備面積合計	10,613	9,062	15,133

(2) 平成29年度決算概要

道路改良事業にかかる決算の概要は次のとおりである。

(単位：千円)

	当初予算額	補正	流用	予算現額	支出済額	不用額	執行率
委託料	70,453	0	0	70,453	40,894	29,558	58.04%
工事請負費	457,980	△57,040	△14,216	386,723	358,720	28,003	92.76%
補償、補填及び賠償金	116,260	△17,053	0	99,207	69,084	30,122	69.64%
計	644,693	△74,093	△14,216	556,383	468,698	87,685	84.24%

(3) 主な事業

道路改良事業で行われている事業には次のようなものがある。

(単位：千円)

東京リハビリセンター施設周辺道路整備工事及び設計委託	135,391
舗装改良 2,582 m ²	88,867
無電柱化事業	82,573
新設交差道路整備	70,603
池上梅園周辺道路整備工事	62,964

(仮称) 勝海舟記念館 (旧清明文庫) 周辺道路整備	19,656
道路改修工事設計委託	8,640

(4) 委託料

	予算現額	支出済額	不用額	執行率
事務・業務等委託費	1,772	0	1,772	0.00%
建築土木委託費	68,681	40,894	27,786	59.54%
委託料計	70,453	40,894	29,558	58.04%

1) 事務・業務等委託費

事務・業務等委託費の内容は次のものである。

・新設交差道路取付部現況及び用地測量委託

大森西五丁目 28 番先の測量委託を予定していたが、用地交渉の結果、買収に至らなかったことから、不用となり、執行率はゼロであった。

2) 建築土木委託費

建築土木委託費は測量・設計委託その 1、その 2、測量・設計委託（無電柱化関連）その 1、その 2 の 4 項目からなる。

2. 監査の結果

(1) 東京オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事及び設計委託

1) 契約金額等

契約締結年月日	工事件名	業者名	契約金額
平成 29 年 5 月 29 日	オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事その 2 (電線共同溝)	リック(株) エンジニアリング事業部	123,552,000 円

2) 内容等

起案書 (29 都建発第 10111 号) によれば、当該工事は次のような内容のものである。

- 1 工事番号
平成 29 年度 建設工事課 工事第 1 号
- 2 起工理由
本工事は、オリンピック・パラリンピック施設周辺の道路整備のため、平成 29 年度事業計画に基づき起工する。
- 3 工事概要
電線共同溝 電力管 L=259.0m 通信管 L=324.6m
プレキャストボックス I 型 H=1.8m、L=4.5m 1 組 I 型 H=1.2m、L=3.0m 1 組
II 型 H=1.2m、L=3.0m 1 組 II 型 H=1.2m、L=2.0m 1 組
通信接続柵 H=1.05m、L=2.0m 3 組
付帯設備工 信号用ハンドホール 11 組 道路照明工 26 基 街築工 一式
- 4 工事場所
大田区東海一丁目 1 番から 3 番先
- 5 施行方法
請負工事
- 6 工期
(1) 始期 契約確定の翌日から
(2) 期間 (期限) 160 日間

工事請負契約書では、工期は平成 29 年 5 月 30 日から平成 30 年 1 月 23 日までである。

その後、平成 29 年 12 月 8 日に工事変更書が起案され、契約金額が増額変更されている。

工事変更の起案書 (29 都建発第 11162 号) によれば、変更理由は次のとおりである。

- 1 工事番号
平成 29 年度 建設工事課 工事第 1 号
- 2 変更理由
(1) 舗装構成において、管路施工の掘削時に一部の箇所が原設計と相違していた。また、乗入れ箇所の舗装復旧について、早期解放を地先から強く要請されたため、道路管理者と協議の結果、舗装構成の変更及び舗装材料の仕様を変更する。
(2) 試掘の結果、管路埋没位置の一部において土中に産業廃棄物の混在を確認したため、土壌分析の追加と発生土処理の一部を混合発生土処理に変更する。

(3) 警視庁との協議の結果、車止め設置位置において、信号機移設先の箇所に支障となるため、車止めの数量を変更する。

(4) 舗装復旧において、乗入れ箇所の施行に伴い早期解放までの養生期間に、地先への車両出入りの安全確保のため、交通誘導警備員の数量を追加する。

3 変更概要

	変更前	変更後	増・△減
コンクリート舗装工	768,311 円	1,213,421 円	445,110 円
発生土処理費(A)	240 m ³	110 m ³	△130 m ³
発生土処理費(B)	0 m ³	130 m ³	130 m ³
車止柱工	1 箇所	0 箇所	△1 箇所
交通誘導警備員費	0 人	4 人	4 人

工事内容の変更により、工事請負変更契約書が締結され、その結果、契約金額は 5,039,280 円増額されている。

3) 契約の方法および経緯等

本件についての契約の方法は、一般競争入札によっている。

次の表のとおり、平成 29 年 5 月 29 日に第 1 回目の入札で、最低入札者である、リック株式会社エンジニアリング事業本部に落札が決定している。

商号又は名称	第 1 回
リック株式会社エンジニアリング事業本部	114,400,000 円
村石建工株式会社	117,450,000 円
株式会社伊藤組	119,800,000 円
株式会社北林組	120,500,000 円

4) 監査の結果及び意見

(指摘事項なし)

契約書、入札内容、支出命令書等の書類を閲覧したが、特に問題となる事項はない。

(2) 東京オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事及び設計委託

1) 契約金額等

契約締結年月日	工事件名	業者名	契約金額
平成 29 年 6 月 27 日	オリンピック・パラリンピック施設周辺道路設計委託	株式会社建設技術研究所 東京本社	4,752,000 円

2) 内容等

起案書（29 都建発第 10330 号）によれば、当該工事は次のような内容のものである。

<p>1 工事番号 平成 29 年度 建設工事課 委託第 33 号</p> <p>2 起工理由 本委託は、平成 29 年度事業計画のオリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備に基づき起工するものである。</p> <p>3 委託概要 設計委託：道路詳細設計委託 0.7km</p> <p>4 委託場所 大田区東海一丁目 1 番から 3 番先</p> <p>5 施行方法 設計等の委託</p> <p>6 工期 (1) 始期 契約確定の翌日から (2) 期間（期限） 平成 30 年 3 月 15 日限り</p>
--

3) 契約の方法および経緯等

本件についての契約の方法は、指名競争入札によっている。

次の表のとおり、平成 29 年 6 月 27 日に第 1 回目の入札で、最低入札者である、株式会社建設技術研究所 東京本社に落札が決定している。

商号又は名称	第1回
株式会社建設技術研究所 東京本社	4,400,000 円
中央コンサルタンツ株式会社	5,000,000 円
サンコーコンサルタンツ株式会社 東日本支社	6,780,000 円
昭和株式会社 東京支社	7,200,000 円
基礎地盤コンサルタンツ株式会社 大田事務所	9,000,000 円
株式会社復建エンジニアリング 本社	9,200,000 円
セントラルコンサルタント株式会社	18,300,000 円
日本データサービス株式会社 東京支店	辞退

4) 監査の結果及び意見

(指摘事項なし)

監査の結果、特に問題となる事項はなかった。

(3) 無電柱化事業

1) 概要

産業道路から弁天橋までの羽田バス通りは、市街地から避難場所である空港跡地に接続する避難経路であり、また空港に隣接した区の玄関口としても必要なアクセス道路である。そのため災害時の安全性の確保、空港跡地との連続性のあるまちなみを創出するため、当該道路の無電柱化整備を行うものである。

2) 整備内容

災害時の電柱倒壊等に対する安全性の確保、電線による景観不良を解消するため、電線共同溝を整備し、道路の無電柱化を行う。

当該道路は歩道空間が狭いことから、無電柱化のための地上機器設置用地として、道路に隣接する公園や特別出張所等の公共施設用地を活用しながら整備を進める。

整備箇所は大田区羽田一丁目16番から羽田六丁目9番先までであり、道路延長は約1,000mである。

整備箇所を三工区に分け、整備するものである。

無電柱化事業における平成29年度の歳出予算は82,573,952円である。

3) 監査の結果及び意見

・無電柱化推進計画の必要性

区では無電柱化事業を行っているものの、現状では特に無電柱化事業についての整備方針は定めていない。

現在、行っている無電柱化事業は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出といった観点から歩道の幅員が変圧器等を収容する地上機器の設置のために2.5m以上確保できる路線で無電柱化をすすめているものである。なお、区の無電柱化事業としての歳出予算には含まれていないが、(1)の東京オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事及び設計委託も電線共同溝の工事であることから無電柱化事業といえるものである。

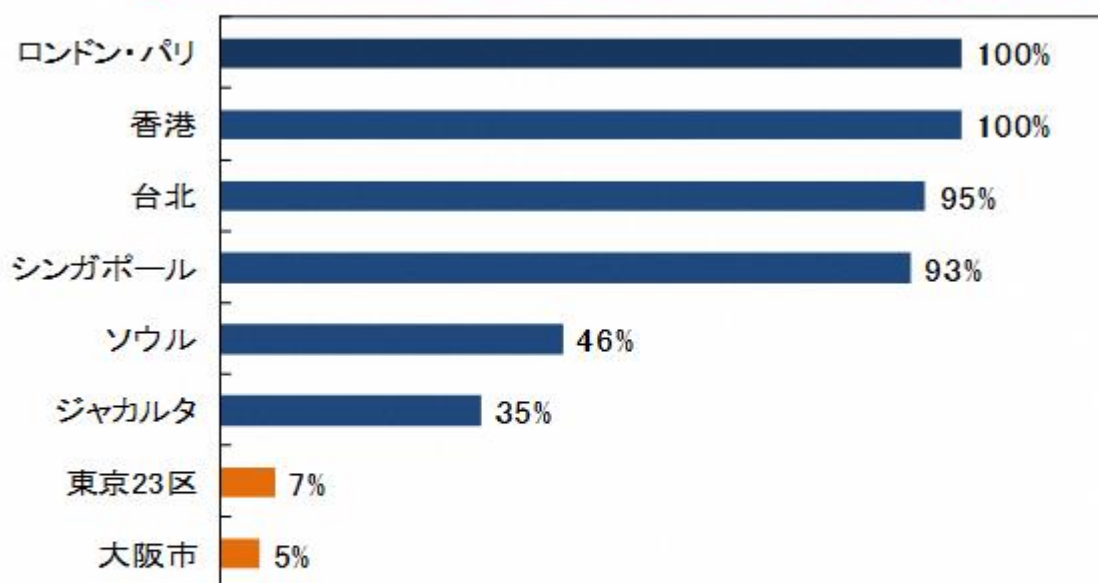
(意見 No. 37)

昨今、自然災害の激烈化（風速 40m/時を超える暴風や竜巻など）により電柱倒壊等、様々な二次被害が想定される。そして電柱倒壊は、周辺建物・設備等の損壊や人身被害、また停電など市民生活に与える甚大な影響が懸念される。

参考として世界の電線設備地中化に関するデータを掲げる。欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状についての資料が次の表である。

《参考》

【欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状】



※1 ロンドン、パリは海外電力調査会調べによる2004年の状況(ケーブル延長ベース)
 ※2 香港は国際建設技術協会調べによる2004年の状況(ケーブル延長ベース)
 ※3 台北は国土交通省調べによる2013年の状況(道路延長ベース)
 ※4 シンガポールは海外電気事業統計による1998年の状況(ケーブル延長ベース)
 ※5 ソウルは国土交通省調べによる2011年の状況(ケーブル延長ベース)
 ※6 ジャカルタは国土交通省調べによる2014年の状況(道路延長ベース)
 ※7 日本は国土交通省調べによる2013年度末の状況(道路延長ベース)

(引用元) 国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/genjo_01.htm

この参考資料によると、日本の無電柱化の実現率は、ロンドン、パリと言った海外の代表的な主要都市にはもちろん、アジアの諸都市に比べても格段に低いことが判る。

ロンドン、パリは、無電柱化率が100%、ソウルで46%、ジャカルタでも35%という達成率である。これに対し、東京はわずか7%という状況である。

我が国においても平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、また東京都でも平成29年9月に「東京都無電柱化推進条例」が施行され、無電柱化への関心が高まってきている。

平成30年6月には「無電柱化の推進に関する法律」第7条の規定に基づく「無電柱化推進計画について」が国土交通大臣により定められ、無電柱化の推進に関する目標等が規定され、今後重要な事業となることは確実である。

また23区では既に練馬区が平成28年5月に「練馬区無電柱化基本方針」を定め、これを受け平成30年3月に「練馬区無電柱化推進計画」を策定し、優先的に無電柱化していく道路を選定している。足立区においても「足立区無電柱化推進計画（平成28年度～37年度）」を策定し、整備手法、対象路線、優先整備箇所、10箇年の整備目標を定めている。

今後、区としてもこうした無電柱化推進計画を定めていく必要があると考えられる。